

官報

令和五年四月二十六日

○第二百十一回 参議院会議録第十八号

令和五年四月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

令和五年四月二十六日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(国家安全保障戦略、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について)

第二 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。
日程第一 國務大臣の報告に関する件(国家安全保障戦略、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について)

内閣総理大臣から発言を求められております。
令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

発言を許します。岸田文雄内閣総理大臣。

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 政府は、昨年十二月十六日、国家安全保障会議及び閣議において、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を決定いたしました。以下、これらについて御報告申し上げます。

国家安全保障戦略は、国際秩序が重大な挑戦にさらされ、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、約九年ぶりに策定されたものです。

本戦略は、外交、防衛のみならず、経済、技術等を含む多岐にわたる分野の安全保障上の問題に対し、総合的な国力を最大限活用して、我が国の平和と安全を含む国益を確保するための安全保障に関する最上位の政策文書です。

本戦略では、我が国の国家安全保障上の目標として、主権と独立の維持、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化、国際社会が共存共栄できる環境の実現等を掲げております。

まず優先されるべきは積極的な外交の展開です。我が国は、長年にわたり、国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や国際協力を行ってきました。その伝統と経験に基づき、大幅に強化される外交の実施体制の下、今後、多くの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開します。

同時に、こうした外交を展開するためには、裏

付けとなる防衛力が必要です。戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下での外交、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化等の方針を示しております。

その上で、我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化のため、宇宙、サイバー等の新たな領域への対応能力の向上、海上保安能力の強化、経済安全保障政策の促進等、政府横断的な政策を進めることとしております。

必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国、同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、二〇二七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産の二％に達するよう、所要の措置を講ずることとしております。

本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換するものです。政府として、本戦略に基づき、安全保障に資する取組を着実に進めてまいります。

次に、国家防衛戦略は、国家安全保障戦略の下、特に防衛について、目標を設定し、その達成のためのアプローチ等を包括的に示すものです。防衛目標として、万が一、我が国への侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任を持つて対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止、排除するといった三つの目標を掲げております。そのためのアプローチとして、防衛力の抜本的強化を中核に、国力を統合した我が国自身の防衛体制を強化するとともに、日米同盟による抑止力と対処力や、同志国等との連携を強化する方針を掲げております。

特に、防衛力については、相手の能力と新しい戦い方に着目して、抜本的に強化することとしております。そのため、可動率の向上や弾薬、燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化する方針の下、七つの重視分野を示し、反撃能力の意

義や必要性等に関する政府の見解も示しております。

最後に、防衛力整備計画は、国家防衛戦略の下、我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための計画であり、おおむね十年後の自衛隊の体制や、今後五年間の経費の総額、主要装備品の整備数量を記しています。

例えば、スタンドオフ防衛能力としての一二式地对艦誘導弾能力向上型等の開発やトマホーク等のミサイルの着実な導入、弾薬等の早期整備、部品不足による装備品の非可動の解消や可動数の最大化等の取組を示しております。

これらに必要な事業を積み上げ、二〇二三年度から五年間の防衛力整備計画における所要経費を四十三兆円程度としております。

また、二〇二七年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源及び二〇二三年度から二〇二七年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとしております。

これらの文書で示された方針は、憲法、国際法、国内法の範囲内で実施されるものであり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての歩みをいささかも変えるものではありません。これらの文書の下で、国民の生命や暮らしを守り抜くという政府の最も重大な責務を果たしてまいります。

皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。堀井巖君。

(堀井巖君登壇、拍手)

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりま

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

した国家安全保障戦略等の新たな三文書について、岸田総理に質問いたします。

陸上自衛隊ヘリコプターの事故により、命を失われた隊員の方々の御冥福をお祈りいたします。行方不明の隊員の皆様が一日も早く御家族の元に帰れますよう祈っております。

スーダン情勢が悪化する中、邦人退避に尽力された全ての関係者の方々に心から敬意を表します。政府においては、国際社会と連携し、スーダン情勢が一日も早く鎮静化するよう、引き続き尽力されることを期待いたします。

今、我が国は、かつてない厳しい安全保障環境に直面しています。核を保有し、我が国を考える民主主義とは実質的に異なる体制にある国に囲まれています。また、ウクライナ侵略により、国際法に反する、力による一方的な現状変更が現実になりました。この国難の中、どう我が国の平和と安全を守っていくかが問われています。

同時に、日本が、東アジア、さらには東南アジアの平和と繁栄に果たす役割への大きな期待もあります。東南アジアの方々と意見を交わすと、どの国からも、日本の積極的平和主義の考え方に理解を示し、地域の平和と繁栄への日本の貢献を期待する声がありました。

そこで、新たな三文書は、これらの課題に正面から向き合い、他国任せではなく、国と国民を自国で守るという決意と覚悟を国の内外に示したものにしたいと考えますが、御所見を伺います。

また、どのように外交力と防衛力を車の両輪として駆使しながら、我が国、さらに東アジアや東南アジアの平和と繁栄を構築していく考えでしょうか。お伺いいたします。

次に、反撃能力について伺います。一方的な侵略を阻止するためには、安全保障を取り巻く環境や技術などの変化に対応して、ミサイル迎撃システムのみならず、反撃能力の保有を含む抜本的強化が不可欠です。反撃能力については、これまでの国会答弁等を

見ても、法的には自衛の範囲にあり可能と解釈され、専守防衛の考え方と整合性が取れていると考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、防衛装備品の移転について伺います。国際法違反の脅威にさらされている同志国から、装備品移転要請の声が寄せられています。その要請により柔軟に応じること、我が国も同志国の平和と安全の維持に更に貢献できます。同時に、我が国や周辺地域にとって望ましい安全保障環境も創出できると考えます。

そこで、現下の安全保障環境や防衛生産・技術基盤の状況を踏まえて、同志国への防衛装備品の更なる移転についてどのように考えるのか、お伺いをいたします。

防衛力強化の前提として、外交力も不断の強化が不可欠であります。今や中国は在外公館の数で米国を抜き、アフリカや太平洋島嶼国などで外交拠点を増やしています。一方で、日本は在外公館の数も人員数も劣っており、日本のODA予算はピーク時からほぼ半分と、危惧すべき状況です。

そこで、昨年十一月、自由民主党外交部会を中心に、外交力の抜本的強化に向けた決議を行いました。まずは、防衛予算の拡充と歩調を合わせた外務省予算の拡充が不可欠です。さらに、外務省定員を主要国並みに増強し、今後十年間で八千名体制とすることが必要です。あわせて、在外公館の機能強化と二百五十公館を実現することが大切です。

国家安全保障戦略をしっかりと遂行していくためにも、このような外交力の抜本的強化が必要と考えますが、その決意をお伺いいたします。最後に申し上げます。中国は、米ドルの通貨覇権に対抗し、金の保有量を積み増しています。台湾海峡有事になると世界経済は大打撃、為替も混乱します。日本も原油の九割以上が台湾周辺を通ることから大きな影響

を受け、円やドル資産の不安定化も危惧されます。外交力や防衛力、そして経済力や通貨の安定、財政力など、総合的な国力の強化が何よりも重要です。

岸田総理におかれては、国家のリーダーとして、防衛力、そして国力の総合的、戦略的な強化に向けてリーダーシップを引き続き発揮していただくことを御期待申し上げます、私の質問を終わります。（拍手）

（内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手）
○内閣総理大臣（岸田文雄君） 堀井巖議員からの御質問にお答えいたします。

三文書に込めた決意についてお尋ねがありまして、三文書は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、総合的な国力を最大限活用し、我が国の平和と安全を含む国益を確保するために策定されました。

その中で、まず優先されるべきは積極的な外交の展開です。同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要です。自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下での外交や、防衛力の抜本的強化等の方針を示しております。

こうした施策を通じて、我が国の主権と独立の維持はもちろん、地域の平和と繁栄にも積極的に貢献していく考えです。

反撃能力と専守防衛についてお尋ねがありまして、反撃能力と専守防衛についてお尋ねがありまして、

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとり我が国の防衛の基本的な方針です。

反撃能力も、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない必要最小限の防衛の措置として運用されるものであることから、専守防

衛の範囲内であり、整合性が取れていると考えております。

防衛装備品移転についてお尋ねがありました。国家安全保障戦略に記載しているとおり、防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となります。

こうした観点から、与党における検討も踏まえつつ、今後議論を進めてまいります。

外交力強化についてお尋ねがありました。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、山積する外交課題にしっかりと対応していくよう、外交力強化に引き続き取り組んでいく必要があります。

昨年十二月に発出した国家安全保障戦略においても、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の第一として外交力を掲げたところであります。我が国として主導的かつ積極的な外交を展開すべく、御指摘のあった諸点も念頭に置きつつ、ODAの実施を含め、人的体制、財政基盤、在外公館の整備等を進めてまいります。（拍手）

○議長（尾辻秀久君） 宮口治子君。

（宮口治子君登壇、拍手）

○宮口治子君 立憲民主・社民の宮口治子です。会派を代表して質問いたします。

まずは冒頭、総理、覚えていらっしゃいますか。忘れていたとは言わせません。ちょうど二年前の四月二十五日、大規模買収事件による参院選広島選挙区の再選挙によって私は議員になり、今の場にいます。今回だけは自民党を勝たしやいけん、そういう声の後押しを受け当選いたしました。

選挙の翌月、総理は、当時自民党幹事長だった二階氏に、一億五千万円について国民に明確な説明をするように申入れをされました。党員の気持

ちに応え説明責任を果たすことは大事だ、私が党に指示を出せる立場になったら、この姿勢は大事にしたいとも述べられています。いつ説明を行うのでしょうか。もう終わった話、今頃何を蒸し返しているんだというわけにはいきません。二年もたちました。検討はもう結構でございませう。広島県の皆様も説明を待っています。党に指示を出される立場に立たれた今、どうぞこの場でしっかりと説明責任を果たしてください。丁寧な答弁をお願い申し上げます。

さらに、総理にお聞きします。

和歌山で選挙応援中の総理に対し爆発物が投げ込まれた事件の最中、警備の責任者の一人でもある国家公安委員長が、一報を受けたにもかかわらず、楽しみにしていたうな井を最後まで食べたと言ったこと。広島サミットを前に、こうした事件に対する危機感も緊張感も感じない人物に要人警護、警備の責任を担わせてよいのでしょうか。うな井大臣は即刻更迭してください。それでは、本題である安保関連三文書の総理報告について質問いたします。

国家安全保障戦略では、我が国の安全保障上の目標を達成するために用いられる総合的な国力の第一の要素として外交力が掲げられており、大幅に強化される外交の実施体制の下、今後も、多くの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開すると書かれております。

歴史を振り返っても、戦争は常に外交の失敗であり、そもそも安全保障環境の悪化を言うのであれば、その悪化はまさに外交の失敗が招いている事態であることを真剣かつ深刻に受け止めるべきです。

岸田総理は、第二次安倍政権において、四年八か月という戦後二番目に長い期間、外相を務めました。その間の岸田外交が今日の安全保障環境を回避するために、その緊張を緩和するために具体的にどのような二国間、多国間、そして国連外交

を主導してきたのか、その岸田外交の実績と真摯なる反省をお示しください。

もう一つの歴史の教訓は、外交の失敗を軍事力の増強でごまかそうとすることです。それがかつて緊張の悪化と戦争の勃発を招いてきたことも歴史が私たちに教えてくれています。

第一の要素として外交力を掲げるのであれば、防衛力ではなく、積極的かつ思い切った外交力の強化こそ我が国の持てる資源を投入すべきです。しかし、安保三文書には、肝腎の具体的な外交戦略の記述がほとんどありません。代わりに飛び出してきたのは、外交には裏付けとなる防衛力が必要であるという岸田総理の主張です。

そこで、岸田総理にお伺いしますが、国家安全保障戦略で明記されている外交の重要性とその具体的な方策及びその実施体制の大幅な強化の具体的な内容についてお示しいただくとともに、それらの外交政策は防衛力の裏付けとして実施するものなのか、見解をお尋ねします。

岸田総理は、反撃能力保有の目的について、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力であり、これにより武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると答弁されています。

しかし、日本に武力攻撃を行う国が現れたときには、日米安保条約に基づき米国が日本を守ることにあります。米国は世界でも類を見ない強大な戦力を保有しており、これほどの抑止力はないはず。その米国の抑止力と、岸田総理が言うかつてなく強固な日米同盟があるにもかかわらず、なぜ日本が反撃能力を保有する必要があるのでしょうか。米国の集団的自衛権の発動、敵基地攻撃能力、あるいは報復攻撃の実行について疑問があるということなのでしょうか。そして、米国による日本への防衛義務がある中で日本が反撃能力を保有することは、武力の行使の三要件にある、ほかに適当な手段がないとの要件を満たすのでしょうか。御説明をお願いします。

また、三要件の必要最小限度について、政府は

これまで他国を直接攻撃するような攻撃力を行使するようには必要最小限度を逸脱するとの立場を取ってきたはずではなかったでしょうか。総理の明確な説明を求めます。

日米の基本的な役割分担について、岸田総理は、二〇一五年の日米ガイドライン上、日本は日本の防衛を主体的に実施する、米国は自衛隊を支援し補完するとともに拡大抑止を提供するとされており、こうした基本的な役割分担は変更しないと答弁されています。他方、ミサイル攻撃への対処については、これまで米国に打撃力を委ねてきました。

今般の反撃能力の保有は、日本が他国領域への打撃力を持つことにほかなりませんが、こうした役割を担うことに方針転換された理由をお示しください。

政府は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合とは、攻撃のおそれがあるにとどまるときではなく、また我が国が現実被害を受けたときでもなく、他国が我が国に対して武力攻撃に着手したときと解されていると説明されています。この点、岸田総理は、我が国の武力行使は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用されるわけであり、その範囲内で反撃能力についても運用されると述べておられます。しかしながら、幾ら着段階での攻撃が正当であったと我が国が主張しても、相手国がミサイル発射の意図はなかったと言い張り、国際社会がそれを信用すれば、我が国は国際法違反の先制攻撃を行ったとみなされることとなります。

政府は、国際社会から疑義が呈されない形で着段階での反撃能力を行使できるとお考えなのか、それは具体的にどのような判断基準に基づくものなのか、岸田総理の見解をお聞かせください。

政府は、反撃能力を保有する理由について、周辺国のミサイル技術の向上に対応する必要性を説明しています。他方、ミサイル攻撃以外にも、戦

闘機、爆撃機、無人機などの基地等に反撃能力を行使し得るかにについて、武力の行使の三要件に合致した場合には行使できることを否定していません。その上で、岸田総理は、存立危機事態、つまり集団的自衛権を行使する際にも、武力の行使の三要件を満たしていれば反撃能力を行使し得ると答弁しています。だとすれば、米国に対して相手国の戦闘機等から攻撃があった場合、三要件を満たしていると政府が判断すれば、日本が直接の攻撃を受けていないにもかかわらず、相手国の基地等に対してミサイルを撃ち込むことがあり得ることになります。

当初の反撃能力の保有理由から全く懸け離れた武力行使を行い得る可能性を岸田総理は否定しないのでしょうか。そうであれば、それは完全に憲法違反の武力行使になりませんか。政府の見解をお聞かせください。

岸田総理は、NATOを始めとする国々が経済力に依じた相応の国防費を支出する姿勢を示している中で、我が国としても、防衛力強化を図る上で、GDP比で見るとは指標として一定の意味があると述べておられます。その上で、我が国の防衛力強化に必要な経費を積み上げた結果として、GDP比二％に達するよう所要の措置を講ずることとなったと述べられております。積み上げた結果、たまたま防衛費が二％に達したという、そんな偶然があり得るのでしょうか。政府は、防衛費を初めからGDP比二％にする目的で積み上げを行ったものではありませんか。総理の見解をお聞かせください。

政府は、防衛力整備計画において、二〇二三年度から二〇二七年度までの防衛関係費の総額を四十三兆円程度とした上で、自衛隊施設等の設備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的、弾力的に行うことで一兆六千億円程度、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用することで九千億円程度を捻出し、結果的に四十兆五千億円程度に抑えたと記載されて

います。この自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的、弾力的に行うこととはどのようなことを想定しているのでしょうか。具体的にお答えください。

また、そのことによって、一兆六千億円もの巨額の費用を捻出することが本当に可能なのでしょうか。

さらには、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合を事前に織り込んで、今後五年間の防衛計画費の目標を立てることが妥当なのでしょうか。

同計画には、決算剰余金が増加しない場合にあっては、プロジェクトの見直しやコスト管理等によって実質的な財源確保を図るとも記載されていますが、九千億円といえ、例えば本年度の外務省予算が七千五百六十億円程度ですが、これをはるかに上回る額です。このような額が本当に確保できるのでしょうか。これらの見直しを立てるに至った理由と、その妥当性、そして、それが確保できるのだという根拠について、政府の説明を求めます。

防衛力整備計画には、二〇二三年度から二〇二七年度の防衛関係費の総額四十三兆円の後に必要な経費についての記載もあります。具体的には、二〇二七年度以降の財源確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等、歳入・歳入両面において所要の措置を講ずるとの記載です。今般の五年間の防衛関係費では、大手町プレースの売却収入や新型コロナウイルス感染症基金の国庫返納などで一部経費を賄うとされていますが、五年後にこうした資金が利用できるとは限りません。そうした場合、五年後も現計画の防衛費の水準を維持しようとするれば、どこからか財源を捻出しなければなりません。そうすると、更なる増税議論が浮上するおそれもあるのではないのでしょうか。政府が今般の防衛力整備計画に計画終了後の財源の確保を記載した理由について、また計画終了

後の防衛費の在り方、財源確保の見直しと更なる増税の可能性について説明を求めます。

以上、安保三文書について説明をいたしました。

私たちは、今回の安保三文書には断固反対です。このような戦後日本の平和を守ってきた憲法の平和主義とその支えとなっている専守防衛を踏みにじるような方針転換を、国会の審議も国民的な議論や理解もなしに、閣議決定のみでこつそりと強行してしまうような、国民を無視するような行為は、決して容認するわけにはいきません。

広島県では、G7サミットに向けて急ピッチで環境整備が行われています。私もG7の成功を願っています。先日、松野官房長官は会見で、G7広島サミットで核兵器なき世界の実現に向けて議論を深めたいという考えを示しましたが、広島市教育委員会は、平和学習ノートの改訂に当たり、「はだしのゲン」に関する記述や第五福竜丸に関する記述をテキストから削除、広島市はホームページから劣化ウラン弾に関する記述を一時削除するなど、看過できない様々な問題が噴出してきます。核兵器なき世界の実現の方向と相反していません。平和主義を踏みにじるようなことが広島でも行われていませんか。広島県選出、私同様、幼い頃から平和教育を学ばれたであろう岸田総理、これらの問題についてどう考えでしょう。

立憲民主党は、現行憲法の平和主義と国際協調主義を尊重し、これからも引き続き、専守防衛に徹しつつ、平和外交の努力によって緊張関係を緩和し、アジアと世界の平和をつくり、育てる努力に全力を傾注することをお約束し、私の代表質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君 宮口治子議員の御質問にお答えいたします。

をめぐる事件についてお尋ねがありました。お尋ねの件については、一昨年九月、当時の執行部において、河井夫妻側が作成した収支報告書について、党の公認会計士、税理士が、党の内規に照らして監査をし、そして領収書等の必要書類を添付した上で、法令に基づき広島県選挙管理委員会及び総務省に提出が済んだ等の説明が行われたと承知をしております。説明は行われたと認識をしております。

谷国家公安委員会委員長の発言についてお尋ねがありました。

谷大臣にあつては、出張先において和歌山での爆発物投擲事件の発生について報告を受け、必要な指示、情報収集を行いながら用務を継続したものと聞いております。引き続き職務に当たってもらいたいと考えております。

私の外務大臣時代の実績と反省点、そして外交と防衛力の関係についてお尋ねがありました。

四年八か月にわたる私の外務大臣就任期間中、外交の三本柱である日米同盟の強化、近隣諸国との関係推進、そして経済外交の推進と併せて、軍縮・不拡散等のグローバルな諸課題の解決に取り組む、二国間及び国連を含む多国間の外交を主導してきました。そして、今日、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化することの重要性、これが一層高まっていると認識をしております。

こうした中、まず優先されるべきは積極的な外交の展開です。力による一方的な現状変更や核兵器による威嚇や使用は断固として許さないと、観点から、首脳レベルを始め多層的、多面的な外交を各国、各レベルの間でしっかりと展開してまいります。そのためにも、人的体制、在外公館の整備を含めた外交力の強化に努めてまいります。

防衛力の強化は、こうした外交を実現する上での裏付けとなるものです。外交力、防衛力を含む

総合的な国力を最大限活用しつつ、力強い外交を展開し、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出してまいります。

反撃能力についてお尋ねがありました。

近年、我が国周辺で質、量共にミサイル戦力が著しく増強される中で、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。こうした状況の変化により、武力の行使の三要件の、他に手段がないを満たす場合もあり得ることを考えています。

このため、政府としては、米国が日米安保条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いていますが、これに加えて、我が国として反撃能力を保有することで、日米同盟の抑止力、対処力を一層向上させ、武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると考えております。

なお、従来から繰り返し申し上げているとおり、一九五六年の政府見解で述べたような措置を行うことは法理上可能であり、そうである以上、そのための必要最小限度の能力を保持することも法理上許されるものと考えてきております。

日米の役割分担についてお尋ねがありました。

政府としては、米国が日米安保条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いていますが、先ほど申し上げた状況の変化を踏まえ、我が国としても反撃能力を保有し、日米同盟の抑止力、対処力を一層向上させることといたしました。他方、これは、あらゆる種類の能力を有する米国の打撃力とは異なるものであり、また、日米の基本的な役割分担にも変更はありません。

武力攻撃の着手と存立危機事態における反撃能力の行使についてお尋ねがありました。

どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、その時点の国際情勢、攻撃国の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり、個別具体的な状況に即して判断すべきものであると考えておりますが、先制攻撃はいず

れにせよ許されない、これは言うまでもないこと
であります。

また、存立危機事態は、我が国と密接な関係に
ある他国に対する武力攻撃が発生したからといっ
て無条件で認定されるものではなく、これにより
我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び
幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が
ある場合に認定され、自衛の措置として武力を行
使することが許容されます。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用につい
ては、実際に発生した状況に即して、弾道ミサイ
ル等による攻撃を防ぐために他に手段がなく、や
むを得ない必要最小限の措置としていかなる措
置をとるかという観点から、個別具体的に判断す
ることとなります。

いずれにせよ、反撃能力は、あくまで国民の命
と暮らしを守り抜くために、憲法、国際法、国内
法の範囲内で運用されるものであり、憲法違反の
武力行使を行わないことは言うまでもありませ
ん。

防衛費の規模についてお尋ねがありました。
防衛力の抜本的強化に当たっては、その内容の
積み上げとあわせて、これらを補完する取組とし
て、研究開発、公共インフラ整備を始めとする総
合的な防衛体制を強化するための経費等を積み上
げました。

その積み上げの結果として、二〇二七年度にお
いて、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組
をあわせ、そのための予算水準が現在のGDPの
二％に達するよう所要の措置を講ずることとした
ものであり、GDP比二％にする目的で積み上げ
たとの指摘は当たりません。

防衛費を確保するための措置についてお尋ねが
ありました。

御指摘の一・六兆円程度については、例えば隊
舎、庁舎等の整備を進めるに当たり、事業の進捗
に応じ、整備を早期化する必要がある場合に対応
することを想定しています。このため、一・六兆

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

円については、その財源の在り方も含め、その
時々の予算編成の過程で具体的な予算を検討して
まいります。

また、御指摘の〇・九兆円程度については、財
源確保の一つの方法として想定しているものでは
ないが、仮に決算剰余金が増加しない場合にも、防
衛力整備の一層の効率化、合理化により実質的な財
源確保を図ることとしており、必要な防衛力を整
備するため、妥当なものです。

なお、この規模は、前中期防期間中に装備調達
等の最適化による縮減額約一・七兆円を捻出した
ことを踏まえ、可能であると考えております。

防衛費の財源についてお尋ねがありました。
抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって
維持強化していかなければならず、この防衛力を安
定的に支えるためには、令和九年度以降もしつかり
とした財源が必要です。こうした点について、防
衛力整備計画にも記載をしたところで。

その財源確保に当たっては、国民の御負担をで
きるだけ抑えるため、あらゆる工夫を検討した結
果、歳出改革、決算剰余金の活用、そして、様々
な取組により確保した税外収入等を令和十年度以
降も含めて防衛力整備に計画的、安定的に充てる
ための防衛力強化資金の創設、これらの取組によ
り、必要な財源の約四分の三を確保することとい
えました。

それでも足りない四分の一については、将来の
世代に先送りすることなく、令和九年度に向け
て、今を生きる我々の将来世代への責任として、
税制措置での協力をお願いしたいと考えておりま
す。

政府としては、こうした方針に沿って、あらゆ
る行財政改革の徹底などを通じて必要な財源の捻
出に最大限取り組むこととしており、更なる増税
は考えておりません。

そして、広島市教育委員会及び広島市の対応
と、核兵器のない世界に向けた取組の関係につい
てお尋ねがありました。

広島市等の対応について政府としてコメントす
ることは控えますが、例えば平和学習教材の改訂
については、広島市教育委員会において、その責
任の下、児童生徒がより被爆の実相を理解し、そ
の事実を基に考えられるような内容とするために
行われたと説明されていると承知をしております。

政府としては、核兵器のない世界の実現に向け
て、ヒロシマ・アクション・プランを始め、これ
までの取組の上に立って、引き続き、現実的かつ
実践的な取組を進めてまいります。

来るG7広島サミットでは、広島と長崎に原爆
が投下されてから七十七年間、核兵器が使用され
ていない歴史をないがしろにすることは決して許
されないとメッセージを力強く世界に発信して
いきたいと考えております。(拍手)

○議長 尾辻秀久君 石川博崇君。
〔石川博崇君登壇、拍手〕
○石川博崇君 公明党の石川博崇です。
ただいま議題となりました国家安全保障戦略等
三文書について、会派を代表して、岸田総理及び
浜田防衛大臣に質問いたします。

冒頭、情勢が悪化しているスーダンで、帰国
を、出国を希望する在留邦人の大宗が、現地に派
遣された自衛隊輸送機や関係諸国との連携により
無事に国外に退避できたことを高く評価すると
も、関係者の御尽力に感謝を申し上げます。

さて、ロシアによるウクライナ侵略が象徴する
ように、今、国際社会は戦後最大の試練のときを
迎え、自由で開かれた安定的な国際秩序は重大な
挑戦にさらされています。我が国周辺では、核・
ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力
による一方的な現状変更の圧力がますます高まっ
ています。さらに、サイバー攻撃や偽情報の拡散
などが日常的に生起する等、有事と平時、軍事と
非軍事の境目がますます曖昧になっています。こ

うした中で、外交力、防衛力、経済力など総合的
な国力を活用し、我が国の平和と安定、国民の生
命、財産を守り抜くことは、与野党を超えた国政
の最重要課題です。

我が国は、今後とも、自由、民主主義、法の支
配など普遍的な価値や国際秩序を断じて守り抜く
旗幟を鮮明に掲げ続けるとともに、日本の経済的
繁栄を主体的に構築しつつ、各国との共存共栄を
図る環境を積極的に創出することで、今後とも国
際社会の信頼と尊敬を勝ち得ていかなければなり
ません。

こうした問題意識を踏まえ、今回の安保三文書
改定の意義について、総理の御所見を伺います。
現下の安全保障環境を踏まえれば、国民の生
命、財産を守るために必要な防衛力の抜本的強化
は重要かつ必要な措置です。

一方、我が国の厳しい財政状況の下、今回防
衛力整備計画で示された五年間で四十三兆円程度
との防衛費について国民の理解を得るためには、
決して額ありきではなく、真に必要な事業のみを
積み上げた内容であることを政府が丁寧に説明す
る必要があります。また、更なる効率化、合理化
の徹底によるコスト抑制も不可欠であり、政府に
更なる努力を求めますが、総理の御所見を伺いま
す。

近年、北朝鮮など我が国周辺のミサイル戦力は
質、量共に著しく増強が図られ、長射程化、予測
困難な奇襲発射、多数弾を同時発射する飽和攻
撃、さらには極超音速や変則軌道など、ミサイル
関連技術が急速に進化、発展を遂げており、これ
までのBMD対処による迎撃のみでは対応が難し
くなっています。この現実を的確に対応し、国民
の生命、財産を守り抜くためには、飛来するミサ
イルをミサイル防衛網で防ぎつつも、相手からの
更なるミサイル攻撃を抑止する反撃能力の保有は
必要と考えます。しかし、その必要性について国
民の理解を得るためには丁寧な説明が必要と考え
ますが、総理の答弁を求めます。

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

国務大臣の報告に関する件(「国家安全保障戦略」)

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

六

反撃能力は相手にミサイルを撃たせない抑止のための措置であります。仮に万やむを得ない場合の自衛の措置として武力行使の三要件に基づきこれを行使する場合であっても、憲法、国際法、国内法を遵守し、専守防衛の範囲内で運用されなければなりません。加えて、反撃能力の行使に当たっては、まず武力攻撃事態等の事態認定を行った上で、自衛隊に防衛出動を下令するといった手続が求められます。これらは国会承認事項であり、政府には、事態の経緯、事態認定及び武力行使が必要と認められる理由などについて国民への説明が求められます。

こうした厳正な手続によつて反撃能力の適正な運用が担保されるものと考えますが、防衛大臣の認識を伺います。

次に、宇宙、サイバー領域について伺います。三文書では、宇宙分野での米国の同盟国、同志国との連携強化などが明記され、本年一月の日米2プラス2においては、宇宙空間における攻撃が米国の対日防衛義務を定めた日米安保条約第五條の発動につながり得る旨が確認されました。これは、宇宙空間を利用した情報収集、通信、測位等にとって極めて重要な意味を持ちます。

また、サイバーについては、対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させていく旨が国家安全保障戦略に明記されました。今後、能動的サイバー防衛の導入、組織や法制度を含む体制の整備等の検討が必要となります。これらの課題に今後どう取り組むのか、総理の御所見を求めます。

我が国は、多くの島から成るという地理的特性を有しています。有事において島々から住民を安全に、安全な場所に避難させることは容易ではなく、国民保護に関して、平素から、国、地方自治体、自衛隊、海保、警察、消防など関係機関が連携し、必要な検討、訓練を進めておくことが重要です。

国家安全保障戦略には、国と地方公共団体などが協力して国民保護の体制強化を行うことが明記

されました。今後、国民保護に係る共同訓練の実施回数を大幅に増やすことや、特に南西方面において重点的に訓練を実施すべきと考えますが、総理の御所見を求めます。

現状では、防衛装備品の可動率、弾薬、燃料など有事に必要な継続能力が十分に確保されているとは言えず、さらに、自衛隊施設の約四割は建築基準法改正前に建てられ、耐震基準を満たしていません。こうした状況の改善こそ最優先であり、着実に進める必要があります。

また、我が国の防衛を全うするためには、自衛隊員一人一人がその能力を十分に発揮できる環境整備が欠かせません。国家安全保障戦略においては、自衛隊員を防衛力の中核と位置付け、人的基盤を強化することが明記されました。女性自衛官の更なる活躍や、OB、OG隊員の活用を含め、人的基盤の今後の強化策についてどう取り組むのか、防衛大臣の答弁を求めます。

今回の三文書では、防衛産業を防衛力そのものと位置付けました。防衛産業なくして我が国の防衛力はその能力を十分に発揮できず、低い収益性により事業撤退が相次ぐ我が国防衛産業を取り巻く厳しい環境を改善していくことは極めて重要です。

一方で、今般、防衛装備移転三原則の運用指針の見直しも明記されましたが、防衛装備品の海外移転を防衛産業への支援という文脈で議論すべきではなく、あくまでも装備品の海外移転がいかにか我が国及び国際社会の平和と安全に資するのかがという観点や、平和国家としての我が国の在り方を十分に検討した上で、国民の理解が得られるよう、丁寧に議論していくことが重要と考えます。

最後に、我が国の平和を守るためには、備えとしての防衛力の強化とともに、車の両輪としての平和外交を積極的に推し進めていくことが何よりも重要です。国家安全保障戦略においては、公明党の強い主

張を踏まえて、我が国の安全保障の第一の柱として外交力が掲げられました。戦後の国際秩序が揺らぐ中で、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出すること、首脳外交を含めた多層的な外交活動を展開し、自由で開かれた国際秩序の強化に積極的に取り組むことが重要です。また、特に東アジア地域の平和と安定には、中国との建設的かつ安定的な関係の構築は不可欠です。これらについて、本年G7議長を務める総理の御決意を伺います。

最後に、今般の三文書改定を踏まえ、我が国と国際社会の平和と安全、国民の生命、財産を守り抜くために、公明党は今後とも全力を尽くすことをお誓いし、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 石川博崇議員からの御質問にお答えいたします。

三文書改定の意義等についてお尋ねがありまして、三文書は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、総合的な国力を最大限活用し、我が国の平和と安全を含む国益を確保するために策定されました。その中で、まず優先されるべきは積極的な外交の展開です。同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要です。自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下での外交や、防衛力の抜本的強化等の方針を示しております。

こうした施策を通じて、我が国の主権と独立の維持はもちろん、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化、我が国が経済成長できる国際環境の主体的確保、国際社会が共存共栄できる環境の実現等に取り組んでまいります。

防衛費の積み上げと効率化、合理化の取組についてお尋ねがありました。防衛力の抜本的強化の検討に際しては、国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを行い、可動率向上や弾薬、燃料の確保、

スタンドオフ防衛能力の強化など、必要な防衛力の内容を積み上げ、防衛費の規模を導き出ししました。

こうした取組を進めるに当たり、徹底したコストの管理、抑制や装備調達等の最適化等を通じ、防衛力整備の一層の効率化、合理化、これを徹底してまいります。

反撃能力についてお尋ねがありました。

反撃能力の保有を決定した背景には、近年、我が国周辺で質、量共にミサイル戦力を著しく増強される中で、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあるという現実があります。

こうした状況において、反撃能力の保有により、日米同盟の抑止力、対処力を一層向上させ、我が国に対する武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると考えております。反撃能力の必要性について、引き続き、可能な限り丁寧な説明に努めてまいります。

宇宙・サイバー領域における今後の取組についてお尋ねがありました。

宇宙については、安全保障の分野での対応能力を強化することとしており、宇宙領域の把握のための体制の強化や、米国やフランス等との対話、連携の強化を進めています。また、国際的なルール形成においても、引き続き関係各国との連携を図ってまいります。

サイバーについては、我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させ、国や重要インフラ等の安全を確保することが喫緊の課題です。

政府としては、対処調整、支援の強化を始めとする能動的サイバー防衛に必要な措置や、総合調整の司令塔となる新たな組織の立ち上げ、これらの実現のための法制度の整備や運用の強化についてスピード感を持って具体化に向けた議論を進めてまいります。

国民保護に係る検討、訓練についてお尋ねがありました。

国民保護の体制強化に向け、昨年度は、民間事業者や住民の皆様が必要に応じて参画いただく訓練を全国で四十七回行ったところ、今年度は、こうした国民保護に係る共同訓練を六十回以上行う予定としております。

また、南西地域の住民避難に関しては、先月、国、沖縄県、先島諸島の五市町村が協力して、武力攻撃予測事態を想定した図上訓練を初めて実施したところ、引き続き、検討、訓練を継続していくこととしております。

今後とも、こうした訓練等を積み重ね、練度の向上や課題の改善を図り、国民保護の実効性の向上に努めてまいります。

防衛産業と防衛装備移転についてお尋ねがありました。

国内防衛産業は、言わば防衛力そのものであり、基盤強化が急務です。調達の見直しにより適正に利益率を算定するほか、国会において審議いただいている防衛生産基盤強化法案による措置等も組み合わせ、力強く持続可能な防衛産業の構築を進めてまいります。

また、防衛装備移転については、国家安全保障戦略にも記載しているとおり、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法違反の侵略を受けている国への支援等のための重要な政策的手段です。

こうした観点から、与党における検討も踏まえ、国民の皆様のご理解を得られるよう今後議論を進めてまいります。

平和外交推進と対中外交についてのG7議長としての取組についてお尋ねがありました。

来月に迫った広島サミットを始め、G7議長として、多層的、多面的な外交を力強く推進して、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くというG7の強い意志を力強く示してまいります。また、自由で開かれたインド太平洋に関する

G7の連携についても、首脳レベルでしっかりと確認をしてまいります。

また、対中外交については、昨年十一月の日中首脳会談で得られた前向きなモメンタムを維持しながら、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めて対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をすすめる建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣浜田靖一 君登壇、拍手〕
○国務大臣(浜田靖一 君) 石川博崇議員にお答えを申し上げます。

初めに、反撃能力の適正な運用についてお尋ねがありました。

反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用され、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力行使の三要件を満たして初めて行使されるものであります。

政府は、武力攻撃事態等に至ったときには、事態の経緯、事態の認定及び武力の行使が必要であると認められる理由、対処に関する全般的方針、対処処置に関する重要事項について対処基本方針として閣議決定をし、国会の承認を求めるものとしております。

この際、武力の行使の三要件の第一要件である我が国に対する武力攻撃の発生等についても判断されるほか、個別の事態の状況に応じ、反撃能力を含めた一連の武力の行使が必要である理由をしつかりと記載していくこととなります。

これにより、国会承認について御判断をいただくのに必要な情報が提示されることになり、国会の関与を得て反撃能力が適正に運用されるものと考えております。

次に、自衛隊の持続性、強靱性の強化及び人的基盤の強化策についてお尋ねがありました。

防衛力の抜本的強化に当たり、御指摘の可動率

向上、弾薬、燃料の確保、施設の強靱化の加速は、現有装備品の最大限活用のための取組として今後五年間最優先課題であり、着実に推進していくと考えております。

また、人的基盤の強化についても重視しており、女性隊員が更に活躍できる環境の醸成や定年退職自衛官の再任用など各種施策を進めることにより、防衛力の中核である自衛隊員の人材確保をしつかりと行なってまいります。

防衛省としては、引き続き、防衛力の抜本的強化に向けた取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久 君) 金子道仁 君。

〔金子道仁 君登壇、拍手〕
○金子道仁 君 日本維新の会、金子道仁です。私は、会派を代表して、国家安全保障戦略を始めたとする安保三文書について御質問します。

我が国を取り巻く国際社会は、パワーバランスの変化、地政学的競争の激化に伴い、国際秩序が重大な挑戦にさらされており、対立と協調の様相が複雑に絡み合っています。そして、この様相を放置すれば、ますます対立と分断の方向に進みかねません。こうした国際環境の中で、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を再び堅固なものとして回復していくために、我が国として積極的かつ具体的な行動を起こす必要があります。

先般のWBCの決勝戦後、大谷翔平選手が、日本だけでなく韓国や台湾や中国も、もともと野球が大好きになつてもらえるように、その一歩として優勝できたことがよかったと述べています。スポーツの世界でも、寛容、相互尊重という普遍的価値が人々に強く印象付けられた、すばらしい機会でした。一方、五月に予定されていたアンダー20サッカーワールドカップは、開催国のインドネシアがイスラエル代表の入国を拒否し、大会返上する事態になりました。残念ながら、スポーツの世界を含め様々な分野でも協調と

対立が絡み合っており、普遍的価値を維持強化する努力が求められています。

岸田総理は、三月のインド訪問時のスピーチで、国際社会を分断と対立ではなく協調に導くという大目標を述べられました。今回はその大目標の実現のため、この安保三文書はどのように位置付けられるのか、総理の認識をお示しく下さい。

普遍的価値や国際法に基づく国際秩序の回復という目標を単なるお題目、きれいな言葉としてではなく、実効力を持って実現するためには、外交力、防衛力、経済力を含む総合的な国力を最大限活用していく必要があります。その戦略の最上位文書として国家安全保障戦略が位置付けられています。しかし、このほかの二文書は防衛力に関するものであり、外交や経済安保に対する戦略文書がなくバランスを欠いているのではないのでしょうか。総理の認識をお聞かせください。

我が党は、将来世代を二度と戦争の惨禍に遭わせないための強固な抑止力を保持することを目的とし、他国の侵略を未然に防ぐに足る軍事、非軍事の防衛能力と、平和的な国際秩序を形成、維持する外交能力の総合力を積極的防衛能力と定義し、その双方を両輪として強化することを訴えています。

悪化する安全保障環境の中、平和憲法に基づき、国民の生命と財産を守るという国の責務を果たすために、自衛のための必要最小限の実力を保持することは重要です。また、自衛のための必要最小限の実力は、その時々での国際情勢や周辺国の軍備状況の流動的な要因に応じて変化せざるを得ないと考えます。今回の安保三文書に基づく防衛力の抜本的な強化は、我が国の領土保全、また国民保護という観点で必要かつ十分なものでしょうか。総理の認識をお伺いします。

防衛費の大幅増額に対して、安易な増税や安易な国債発行で対処することは許されません。安易な増税や国債発行は、安易な防衛費の増大をもた

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

国務大臣の報告に関する件(「国家安全保障戦略」)

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について

八

らす危険性があるからです。まずは徹底した歳出削減を行い、必要な防衛費を捻出していく努力を行うべきではありませんか。今から増税を念頭に置くのは歳出削減への諦めではないですか。歳出削減への覚悟が全く足りないと言わざるを得ません。総理の見解をお伺いします。

国民の生命と財産を守るという観点からは、国民保護体制の強化が重要です。最悪のケースも想定し、迅速な住民避難の実施、避難施設の確保など訓練と準備が不可欠ですが、現状は全く不十分です。今後の訓練計画、国民保護体制の強化に対する総理の決意をお聞かせください。

次に、外交力の抜本的強化について質問と提言をいたします。

外交力と防衛力は我が国の安全保障の両輪です。しかし、今回の安保三文書を経て、防衛力の抜本的強化については施策、財源共に具体的に検討されている一方で、外交については従来の方針の確認にとどまり、抜本的な強化とはとも言えません。

外交力の抜本的強化として、四つの提案をさせていただきます。

まず、首脳外交、外相外交の大幅な強化です。我が国は、今年、G7議長国として広島サミットを主催、また安保理非常任理事国としての役割もあり、総理や外務大臣が外交に充てる時間はそれほど確保しても十分とはい切れません。他方、G7諸国の中で我が国の首脳ほど国会に出席する日数が多い国はなく、これが首脳外交の足かせになっていることは否定できません。

外務大臣も同様です。先月インドで開催されたG20サミットも国会日程のために参加できず、続くクアッド参加も、僅か半日インドに滞在するだけで遠路往復しておられます。外務大臣が国益を懸けた外交交渉の場に、気力、体力共に充実した状態で臨めるよう配慮すべきではないでしょうか。平成十一年に成立した国会審議活性化法の趣旨、副大臣制度の原点に立ち返り、副大臣が国会

審議を分担することで外務大臣の負担を軽減、図るべきではないでしょうか。総理の見解をお伺いします。

第二に、ODAの拡充です。現在、大きな軍事力や経済力を持つ国の意見が国際法を超えて国際社会を支配するのではないかと、そのような懸念が広がっています。こうした中で、例えば、我が国の周辺国が領海侵犯事例が多発しても、我が国がこれを看過し、何ら具体的な支援行動を取らなければ、我が国の訴える国際法遵守は机上の空論、絵に描いた餅であり、周辺国の支持を広げることができません。こうした点で、我が国がフィリピン沿岸警備隊に巡視艇を提供し、フィリピンの領海保全に寄与した事例は、ODAの戦略的な活用

の好事例と言えます。我が国にとって最も重要な外交ツールの一つであるODAの戦略的な活用を更に拡大するため、また、我が国は外交力も抜本的に強化したと胸を張って言えるように、ODAの二〇一五年の開発協力大綱から実現していない国際目標であるODAの量、対GNI比〇・七%の拡充について、例えば五年以内に実現するという年限を設けるなど、今年改定する開発協力大綱に一層踏み込んだ記載をすべきです。総理の見解をお聞かせください。

第三に、民間外交の強化です。米国の国家安全保障戦略には、アメリカは中国共産党とは大きな違いを有する、しかし、それは政治システムの違いであり、国民レベルの違いではない、米中間の家族的なきずな、友人関係は変わらず続くことあり、国家と国民を切り分け、民間のつながりの重要性を強調をしています。現下の不透明な国際社会の中で、国家間の外交関係に限らず、民間外交も含めて様々なチャンネルを持つことは非常に有益です。

こうした観点から、市民社会組織を経由した二国間援助の拡大をすることは、我が国の顔の見えるきめの細かい草の根の援助、現地のニーズを的確に把握したオフアア型の援助が増えるという開

発協力面でのメリットと同時に、市民レベルの交流が一層活性化し、友好関係が広がることも期待できます。開発協力の大綱に、CSOを経由した二国間援助の割合、DAC諸国平均であるODAの一五%という数値目標を明記することを提案します。

最後に、人権外交の強化です。今般のウクライナ侵略において、国際法秩序自体にも混沌が及んでいます。昨年九月のロシアによるウクライナ四州併合宣言により、ロシアとウクライナ両当事国の主張する国境線が異なり国土が重複する状態となり、いずれの国も領土保全という国際法に基づき相手国を非難するという混沌です。これに対して、国際人道法に関しては、両当事国が共に法の遵守を認めつつ、事実認定について対立しています。事実関係の客観的な認定を行うためには、ICC、国際刑事裁判所の管轄権を認めることが最も有効な手段であり、ICC管轄を通した紛争地域の透明性の確保が国際紛争の抑止にもつながります。

国際人道法に基づき人道危機を解決するため、ロシア、中国、またアメリカに対して、ICCへの加盟若しくは管轄権の受諾を促し、人道問題に関するダブルスタンダードの排除を世界に訴えるべきではないでしょうか。総理の見解をお聞かせください。

国家安全保障戦略の基本原則の中に、国際協調を旨とする積極的平和主義の維持が挙げられています。受動的に平和を享受できた時代から平和維持のための積極的な行動が求められる時代に変化する中で、どのようにしたら平和をつくることができるのか、我が国が平和をつくる者となるようにこれからは忌憚なく議論していくことを期待し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 金子道仁議員の御質問にお答えいたします。

外交上の大目標と安保三文書との関係についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、私は、先般のインド訪問時に実施したスピーチの中で、国際社会を分断と対立ではなく協調に導くという目標の実現に向けて、自由で開かれたインド太平洋、FOIPを発展させていく新たなプラン、これを表明いたしました。

この点、昨年策定した国家安全保障戦略においては、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとしてまず外交力を掲げ、また、FOIPの重要性についても明示をしております。

政府としては、今後とも、積極的な外交を着実に推進することで、我が国の安全保障にとって死活的に重要な地域の平和と安定、これを確保してまいりたいと考えています。

そして、三文書における外交、経済安全保障の位置付けについてお尋ねがありました。

国家安全保障戦略は、他の二文書と一体となつて、防衛のみならず、外交、経済安保、技術等、我が国の安全保障に関する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものです。

その中で、外交については、例えば日米同盟の強化、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組や同盟国、同志国等との連携強化などについて記述をしております。

また、経済安全保障についても、我が国の自律性の向上、優位性、不可欠性の確保等に向け、経済安全保障推進法の着実な実施を始めとした各種措置に取り組むことを記述しております。

政府としては、国家安全保障戦略等を指針としつつ、外交、経済安全保障等の各分野の性質や状況等に応じて、適切な形で各種施策を実施してまいります。

防衛力の抜本的強化についてお尋ねがありました。防衛力の抜本的強化に際しては、国民の命を守

り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容を積み上げていきます。これにより、自衛隊の抑止力、対処力を向上させ、我が国を守り抜くことができるかと考えております。

また、自衛隊の強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務も実施していく考えです。

さらに、防衛力を抜本的に強化し、これを将来にわたって維持していく中で、国際情勢等の変化にも機動的に対応してまいります。

歳出改革についてお尋ねがありました。防衛力強化のための財源確保に当たっては、決して増税ありきではなく、国民の負担をできるだけ抑えるべく、徹底した行財政改革の努力、これは不可欠です。

その中で、議員御指摘の歳出改革については、防衛関係費が非社会保障関係費であることを踏まえ、社会保障関係費以外の経費を対象とし、骨太方針に基づき、これまでの歳出改革の取組を継続する中で財源を確保することとしております。

こうした考え方に基づき、令和五年度予算においては二百億円程度の防衛関係費の増額を確保いたしました。令和六年度以降も、毎年度の予算編成において、政府・与党連携して歳出改革を継続し、令和九年度時点において、令和四年度と比べて一兆円強の財源を確保してまいります。

行政の無駄や非効率を排除し、行財政改革の努力を尽くすことで、将来にわたって維持強化していく防衛力を支えるしつかりとした財源を確保することができるよう、最大限取組んでまいります。

国民保護の体制強化についてお尋ねがありました。国民保護の体制強化に向け、昨年度は、民間事業者や住民の皆様が必要に応じて参画いただく訓練を全国で四十七回行ったほか、沖縄県では初めて武力攻撃予測事態を想定した図上訓練を実施し

たところですが、今年度は、こうした国民保護に係る訓練を六十回以上行う予定としております。

また、武力攻撃を想定した緊急一時避難施設の指定を着実に進めるとともに、より過酷な攻撃を想定した施設について、必要な機能や課題の検討を進めているところです。

今後とも、迅速な住民避難につながる検討、訓練を積み重ねるとともに、様々な種類の避難施設確保等に取り組み、国民保護の実効性の向上に努めてまいります。

国会審議における外務大臣の負担軽減についてお尋ねがありました。

議員御指摘のように、ますます厳しさを増す国際環境にあつて、各種の外交活動を積極的に実施していく重要性は言うまでもありません。同時に、そのような外交活動を実施していく上で、国民の理解と支持を得ることは重要であり、国会における説明も重要であると認識をしております。

こうした認識に立ち、これまでも閣僚と国会との関係について国会関係者と協議、調整を重ねてきたところであり、今後、外交活動の必要性及び閣僚と国会との関係について丁寧な国会関係者への説明をし、理解を得ていくよう努めたいと考えております。

いずれにせよ、大臣、副大臣間の分担も適切に図りながら、今後とも、国会の御理解を得つつ、積極的な外交を展開してまいりたいと考えております。

そして、ODAの国際的目標と開発協力大綱についてお尋ねがありました。

現在の我が国の厳しい財政状況を鑑みれば、ODA実績の対GNI比〇・七％という国際的目標について直ちに達成の見通しを示すことは困難ですが、新たな開発協力大綱の下でもODAの戦略的活用を一層進めるとともに、引き続き、官民協力など様々な形でODAを拡充し、外交的取組の強化に努めていく考えです。

市民社会組織、CSOを経由した二国間援助に

についてお尋ねがありました。

NGO等のCSOは、開発現場の多様な考え方やニーズをきめ細かく酌み取り、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応しているODAを実施する上での重要なパートナーです。NGOの知見や経験を活用することで、政府間の支援では手の届かない住民一人一人に対し、より効果的かつ効率的なODAの実施が可能となります。

厳しい財政状況の中、現時点で具体的な数値目標を示すことは容易ではありませんが、新たな開発協力大綱の下でもCSO経由の開発協力を更に強化してまいりたいと考えます。

そして、国際刑事裁判所、ICCについてお尋ねがありました。

ウクライナで起こっている戦争犯罪及びその他の残虐行為に関する不処罰は認められてはならず、我が国を含むG7は、これまでの声明等において国際人道法を遵守するよう求めてきています。ウクライナはICCの管轄権を受諾しており、現在、ICCによる捜査が続けられています。

我が国は、これまでもICC非締約国に対し、国連総会等の機会に、ロシア、中国及び米国も出席する場でICCローマ規程の締結を呼びかけてきており、引き続きこうした取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 榊葉賀津也君。

(榊葉賀津也君登壇、拍手)

○榊葉賀津也君 私は、国民民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました防衛三文書に対し、総理に質問します。

アメリカCIAのバーンズ長官が、今年二月、中国国家主席が二〇二七年までに台湾を攻撃する準備を整えるよう軍に命じた旨の機密情報を把握している、習近平の野心を過小評価すべきでないと言及し、警鐘を鳴らしました。

また、西側各国で開催されている昨今の安保関

連会議では、もはや戦後は終わり、戦前に突入している、第三次世界大戦は絵空事ではないという切迫感と緊張感漂う議論がされていると聞いています。米中が対立関係から敵対関係になりつつある今、外交安保上、日本の存在が極めて重要になつてきていますが、総理は欧米諸国と情報や危機感を共有されていらっしゃるでしょうか。お答えください。

防衛三文書により、日本の安保政策に長年こびりついていた基盤的防衛力構想の呪縛から解放されたことは率直に評価します。また、今三文書は、我々立法府が、現実から目を背け、リアリティーのある国防議論を長年後回しにしてきた過去からの決別するトリガーでもあります。

今回の新たな防衛政策の柱の一つが反撃能力の保有です。これは自衛のために必要な、戦争をさせないための抑止力であり、国民民主党はその能力の保有を理解します。反撃能力を自衛権の発動として行使するには国会の承認が必要であり、そうである以上、専守防衛に反するとの批判は当たらないとの指摘もあります。相手国による第一撃着手の認定が難しいのは事実ですが、それ以降の攻撃を抑止するには反撃能力が有用なのは論をまかせません。

日本が反撃能力を持つと、相手国が更に軍備を増強するという指摘も論理的ではありません。戦後七十七年間、日本は反撃能力を持たずに来ましたが、それを尻目に軍拡を続けてきたのは中国、ロシアと北朝鮮であります。憲法の範囲内での反撃能力の在り方について、総理の説得力ある説明を求めます。

現代戦の難しさは、平時と有事がシームレスであり、非軍事部門が極めて重要になつている点にあります。ある専門家は、軍事的手段と非軍事的手段の割合は二対四。つまり、戦いの八割がサイバーなどの非軍事部門になつていると明言しました。ウクライナにおいても、侵略の四十日も前か

らロシアによる大規模なサイバー攻撃が始まっています。

我が国の致命的な弱点がこのサイバーで、日米同盟の最大の障壁と言われています。二〇二一年にイギリス国際戦略研究所が各国のサイバー能力の分析を行い、世界トップの第一レベルはアメリカでしたが、日本は何とイラン、ベトナム、北朝鮮と同じ最も低い第三レベル、一部を除けば、重大な弱点を抱える国にカテゴライズされました。愕然とします。総理、一昔前までIT国家と言われていた日本が、なぜこんなにも弱体化してしまったとお考えですか。御説明ください。

今の日本に必要なのは、人材の育成と法律の整備です。世界は今、サイバーにおいても、苛烈な人づくり競争をしており、日本はその競争に完全に後れを取っています。つまり、これは国防の問題ではなく、教育の問題とも言えます。国防においてこそ人づくりは国づくりなのです。

日本が参照すべき国があります。イスラエルです。かつてサイバー先進国ではなかったイスラエルは、十年以上前から教育カリキュラムを変え、小中学校でサイバーの基礎を教え、全ての高校でサイバーを必須科目にしました。各大学にはサイバーの研究センターを設置し、最先端技術を軍や民間企業と共有しています。

そのイスラエルに学んだのが韓国です。国防省と大学が連携を強化するとともに、サイバーを専門的に学ぶ学生の学費を免除するなど、韓国も官民を挙げて努力を重ねています。

総理、日本も他国の成功事例を参考にして、本気でサイバー教育の見直しに取り組みませんか。総理の覚悟をお伺いします。

能動的サイバー防御の導入が急務ですが、憲法や法律が障壁となつています。憲法九条との関係では、サイバー空間は領海や領空といったような明確な境界がなく、専守防御の概念はそぐわず、憲法二十一条の通信の秘密は国民に限定される権利との解釈を明確にすべきとの指摘もあります。

が、総理のお考えをお伺いします。また、電気通信事業法を始め不正アクセス禁止法やウィルス作成罪などの刑法をまとめたサイバー安全保障基本法等を策定するなど、一刻も早い対応が必要と考えますが、併せてお答えください。

有事の際、最優先すべきは国民保護です。そのための基本的なインフラ整備について、総理にお伺いします。

まず、Jアラートについてです。北朝鮮による常軌を逸した弾道ミサイルの発射で、Jアラートには信頼性の向上が求められています。ミサイル発射から伝達までの時間短縮や軌道の見極めなど、より精度を高めるための改善を強く求めます。

他方、全国で防災行政無線が整備されていない市町村が昨年三月段階で七十三団体もあり、Jアラートと防災行政無線が連携していない自治体も存在し、その中には県庁所在地や中核市も含まれます。論外であります。防災行政無線の設置やJアラートの接続は行政の責務であり、一刻も早く改善すべきと考えますが、総理の見解を求めます。

最後に、有事における自衛隊の輸送や国民保護のための港湾、空港、鉄道の有効利用についてお伺いします。

台湾有事は日本の有事であります。先島諸島を始めとする南西地域の港湾、空港などの整備と利用は極めて重要です。しかし、現実には、自衛隊の艦船が接岸しようにもできない港が多数存在します。例えば、台湾から僅か百一十キロメートルに位置する与那国島。特定公共施設利用法により利用できるのは与那国島の祖納港だけです。吃水六メートルの輸送艦や吃水十一メートルの護衛艦は水深僅か五・五メートルの祖納港には入港できません。他の離島も同じような状況です。

総理、南西諸島の港湾に自衛隊の艦船が接岸できないなどあり得ません。改修すべきは早急に改修し、今後は港湾の建設当初から有事を想定した

水深の確保をすべきと考えますが、総理の見解をお聞かせください。

空港もそうです。輸送機や戦闘機の離発着には三千メートル級の滑走路が望まれますが、条件を満たす飛行場は那覇空港と下地島空港の二か所だけです。しかも、下地島空港はいわゆる屋良覚書があり、軍事利用ができません。南西諸島の空の拠点が余りにも脆弱ですが、総理の認識をお伺いします。また、沖縄県民の安全のためにも、屋良覚書について県と真摯に話し合う時期に来ていると考えますが、併せて総理にお伺いします。

今も昔も、鉄道は国防にとって重要なインフラです。自衛隊は、かつての北方防衛の名残から、弾薬の約七割を北海道に備蓄しています。有事の際、弾薬や戦車などを南西方面に輸送するには鉄道貨物が欠かせません。しかし、約五十トンある戦車を載せる貨車やクレーンがない、トンネルが戦車の幅より狭く通過できない、鉄橋が戦車の重量に耐えられないなど、問題は山積です。

また、函館―長万部間を走る函館線は北海道と本州を結ぶ唯一の路線ですが、廃線の危機に直面し、仮に廃線となれば、貨物輸送には重大な影響が出ます。

鉄道インフラの維持整備は国防の生命線であり、ます。採算ベースのみで存続の是非を決めるのではなく、国防の観点から国が責任を持つべきだと考えますが、総理の認識をお伺いします。

理想を胸に秘めながらも、国家と国民を守るために、現実を直視し、行動に移す。まさに安全保障政策こそ対決より解決が重要であることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 榊原賀津也議員の御質問にお答えいたします。

台湾情勢を含む外交・安全保障における欧米諸国との連携についてお尋ねがありました。台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要で

す。台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが、従来からの一貫した我が国の立場です。この点、これまで、一月の日米首脳会談を始め米国やG7各国首脳との間では緊密な情報、意見交換を行ってきており、台湾海峡の平和と安定の重要性について一致をしております。

なお、米中関係の安定は国際社会にとっても極めて重要であり、引き続き、同盟国たる米国との強固な信頼関係の下、様々な協力を進めつつ、中国に対して大国としての責任を果たすよう働きかけてまいります。

反撃能力についてお尋ねがありました。近年、我が国周辺では、質、量共にミサイル戦力が著しく増強され、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあるという現実があり、我が国はこれらに対応しなければならぬ状況に置かれています。

このような中、反撃能力は、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力として保有するものであり、これにより武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると考えております。また、反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用され、専守防衛を堅持し、先制攻撃は許されない、こうしたことは言うまでもないと考えております。

そして、我が国のサイバー能力と人材育成についてお尋ねがありました。

我が国においては、これまで、重要インフラ事業者等の多様な主体が緊密に連携し、サイバー攻撃からの防御に努めてきたところですが、サイバー攻撃の深刻化、巧妙化やサブライチエーションの複雑化によりサイバー空間上の脅威が高まっていることから、対策の更なる強化が必要であると認識をしております。

我が国のサイバー教育については、初等中等教育段階ではインターネットの安全な使い方等の情報セキュリティの基礎知識を身に付けさせると

ともに、大学等においてはサイバーセキュリティ分野を含む高度な技術、専門知識を有する専門人材が育成されるよう、教育内容の充実を図っています。

今後とも、サイバー空間上の脅威の高まりに応じて、サイバーセキュリティ分野を含めたデジタル人材の育成、確保に努めてまいります。

能動的サイバー防御と憲法その他の現行法令との関係や早期の法整備等の必要性についてお尋ねがありました。

政府としては、国家安全保障戦略に基づき、能動的サイバー防御等の実施のため、体制を整備するとともに、法制度の整備や運用の強化を図ることとしており、憲法その他の現行法令との関係も整理しつつ、検討を進めてまいります。

また、武力攻撃に至らない場合の措置として実施する能動的サイバー防御が武力の行使に該当することは想定しておらず、専守防衛に反しないということは言うまでもありません。

政府としては、サイバー安全保障分野での対応能力の向上は喫緊の課題と認識をしており、スビード感を持って具体化に向けた議論を進めてまいります。

Jアラートについてお尋ねがありました。

Jアラートについては、国民の皆様が避難する時間を少しでも長く確保する観点から、必要なシステム改修を行っているところですが、同時に、ミサイルの探知・追尾能力をより一層高めることが重要であることから、リーダーの能力向上にも努めているところです。

また、防災行政無線等の整備やJアラートとの自動連携については、財政措置を設けて、全ての市町村で早期に実現されるよう働きかけを行っています。

今後とも、国民の皆様の安全、安心を確保するため、より迅速かつ的確な情報提供に努めてまいります。

有事におけるインフラの有効利用等についてお

尋ねがありました。

御指摘のように、南西諸島においては、港湾の喫水の課題や飛行場が限られているといった課題があり、自衛隊が多様な港湾、空港を使用できるよう努めていくことが必要です。

国家安全保障戦略においては、総合的な防衛体制の強化の一環として、空港、港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設することとしており、関係省庁間の連携により、早急に取り組むことが重要です。

また、有事の際には、鉄道を含めた様々な民間輸送力を活用することが想定されます。そうしたことも念頭に、我が国の基幹的な鉄道ネットワークの維持や機能強化に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。会派を代表し、安保三文書について総理に質問します。

岸田政権が閣議決定した安保三文書は、戦後の安全保障政策を大転換し、敵基地攻撃能力の保有とGDP二％への大軍拡に踏み切るものです。

歴代政権が掲げてきた専守防衛の建前さえかなぐり捨て、憲法九条を真つ向からじゅうりんするもので、断じて容認できません。

まず指摘したいのは、三文書には、東アジアの平和をどう構築していくか、主体的な外交戦略が欠落していることです。

三文書は、ウクライナ侵略のような事態が東アジアで発生することは排除されないとして、防衛力を抜本的に強化していくとの結論を一足飛びに導き出していますが、総理は、侵略に至った経緯と背景をどのように認識しているのでしょうか。

ヨーロッパでは、ソ連崩壊後、ロシアを含む全ての国が参加する欧州安全保障協力機構、OSCEという包摂的な対話の枠組みが発展しました。

一九九九年には、欧州安全保障憲章を作り、OSCEを紛争の平和的解決のための主要な機関と定めました。

ところが、NATO諸国もロシアも、その枠組みを生かさず、相互に不信を高め、軍事対軍事の悪循環に陥ってしまいました。

総理、今回の事態に至った背景には、軍事対軍事の悪循環に陥った外交の失敗があったのではありませんか。

侵略の最大の責任がロシアにあることは当然です。しかし、同時に、なぜこのような事態に至ったのかを冷静に検証すべきです。

軍事対軍事の悪循環に陥り、戦争の危険を高める軍事力の増強ではなく、地域の全ての国が参加する包摂的な対話の枠組みを発展させることこそ、ウクライナの事態から酌み取るべき教訓なのではありませんか。答弁を求めます。

アジアでは、既にASEANが、国連憲章の原則に基づき、武力行使の放棄と紛争の平和的解決を義務付けた東南アジア友好協力条約、TACを土台に、徹底した対話によって信頼醸成を図り、友好と協力を前進させてきた先例があります。

今ASEANは、加盟十か国と日本、アメリカ、中国、韓国、ロシアなど八か国で構成する東アジア・サミット、EASを強化し、行く行くは東アジア規模の友好協力条約を展望しようという、ASEANインド太平洋構想、AOIPを推進しています。

憲法九条を持つ日本こそが、ASEANと協力し、包摂的な平和の枠組みを発展させて、東アジアを戦争の心配のない地域にするための積極的な外交を展開すべきではありませんか。

中国が、東シナ海や南シナ海で力づくで現状を変えようとしていることを、我が党は国際法に基づいて厳しく批判しています。しかし、中国は、我が国にとって、歴史や文化はもちろん、経済の面でも欠かすことのできない大切な隣国です。日中関係の改善は、東アジアの平和の枠組み

を発展させる上でも重要です。

二〇〇八年の日中共同声明は、国交正常化以降の両国間の合意を踏まえ、双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認しています。

また、尖閣諸島など東シナ海での緊張状態について、二〇一四年の合意では、日中双方が異なる見解を有している、つまり紛争問題が存在することを認めた上で、対話と協議を通じて問題を解決することを確認しています。さらに、ASEANが推進するAOIPに対して、日中両国の政府が共に賛意を示しています。

政府は、こうした日中間に存在する共通の土台を再確認し、平和と友好の関係を確かなものにしていく外交に本腰を入れて取り組むべきではありませんか。

ところが、今、政府は、アメリカに追随して、平和と協力ではなく、対立と分断を拡大する道を突き進もうとしています。

アメリカのバイデン政権は、中国を唯一の競争相手に位置付け、同盟国を巻き込みながら、軍事、外交、経済のあらゆる面で抑え込み、自らの覇権を維持強化しようとしています。民主主義対専制主義の戦いというスローガンの下に、特定の価値観で世界を二分し、米豪印日のクアッドや米英豪のAUKUSを始め中国を包囲する枠組みを強化しています。

三文書は、米国とともに、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において日米同盟を強化していくと述べていますが、これは、アメリカの中国包囲網づくりに全面的に協力するというものではありませんか。こうしたプロロク的対応は、地域の対立と分断を広げ、戦争の危険を高めることになるではありませんか。

南西諸島から南シナ海に至る地域の島々に長射程ミサイルを配備する計画は、元々アメリカの軍事戦略から始まったものです。アメリカのインド太平洋軍は二〇二〇年に議会に提出した予算要望

書で、いわゆる第一列島線に長距離ミサイルを配備する計画を示し、その中核に同盟国を位置付けています。敵基地攻撃能力の保有決定に至る過程でアメリカなどのような協議を行ったのですか。今アメリカは、同盟国を巻き込みながら、敵基地攻撃とミサイル防衛を一体化させた統合防空ミサイル防衛、IAMDを構築しようとしています。

政府は、敵基地攻撃能力の保有に当たり、日米で調整要領を検討するとしていますが、何のために、どのような内容を定めるのですか。

総理は、IAMDに参加するものではない、全く別物だと言います。しかし、トマホークの運用に必要な地形情報や攻撃目標の位置情報を得るためにも、また日米で攻撃目標の重複を避けるためにも、日米の一体的運用は不可欠なではありませんか。また、日米それぞれが独立した指揮系統に従って行動すると言いますが、飛来する複数のミサイルに日米のどのイージス艦が対処するかを瞬時に判断するためには指揮系統の一元化が必要なのではありませんか。

日本の敵基地攻撃能力がIAMDに組み込まれ、米軍の指揮統制下で運用されることになるのは明らかです。それぞれ明確な答弁を求めます。

三文書は、空港、港湾の軍事利用の拡大やインフラ整備の推進を打ち出しました。

今、米軍は、大規模な部隊を固定した基地に集中させるのではなく、小規模の部隊を一時的に分散、展開させる考え方に移行しています。台湾有事を想定し、米軍のミサイル部隊が南西諸島の島々を転々としながら、中国の艦艇に攻撃を加えるという日米共同作戦計画の原案が策定されたことも報じられています。

空港、港湾の軍事利用拡大も、こうしたアメリカの軍事戦略の具体化なのではありませんか。今後、南西諸島などの空港、港湾で米軍が軍事訓練を拡大することになるではありませんか。住民を危険にさらす軍事利用の拡大はやめるべきで

す。

軍事態勢の強化は、国内だけではありません。三文書は、望ましい安全保障環境の創出や、国際法違反の侵略を受けた国を支援するための重要な政策手段として、官民一体となって武器輸出を進めるとしています。

さらに、同志国の安全保障能力を強化するために、資機材の供与やインフラ整備を無償で行う政府安全保障能力強化支援、OSAも立ち上げました。

総理、望ましい安全保障環境とは何ですか。これもアメリカの中国包囲網を強化することですか。しかも、そこに新たな販路を見出し、国内の軍需産業を成長産業にしようとしているのではありませんか。

戦争で自国の経済を潤すような国にはなりません。見解を求めます。

日本国憲法は、二度と戦争を起こさないという決意の下、国と国との争いを絶対に戦争にしない、外交努力で解決することを求めています。憲法九条を生かし、東アジアに平和を構築するための外交にこそ取り組むよう強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣岸田文雄君 山下芳生議員の御質問にお答えいたします。

ウクライナ侵略についての認識と地域における対話の枠組みについてお尋ねがありました。

ロシアのウクライナ侵略については、プーチン大統領が、平和的解決に向けた各国からの働きかけを聞き入れず、一方的な要求を実現すべく武力行使に及んだことが問題の本質です。

いずれにせよ、ロシアによるウクライナ侵略は、原因のいかんを問わず、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、明白な国際法違反として厳しく非難されるべきものです。

アジアでは、ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っており、多層的な地域協力の

枠組みがあります。引き続き、我が国として、日米同盟を基軸としつつ、ASEAN中心性を尊重し、積極的な貢献を行いながら、自由で開かれたインド太平洋を実現するための協力を一層強化していく考えです。

東アジア外交及び日中関係についてお尋ねがありました。

我が国は、自由で開かれたインド太平洋、FOIPと本質的な原則を共有するインド太平洋に関するASEANアウトLOOK、AOIPを一貫して支持をしています。今後とも、ASEANを含む関係国と緊密に連携しつつ、AOIPに示されているような地域の平和と繁栄に積極的に貢献をしていく考えです。

また、中国との間では、昨年十一月の日中首脳会談で得られた前向きなモメンタムを維持しながら、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めて対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をする建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築してまいります。

日米同盟の在り方についてお尋ねがありました。

国家安全保障戦略においては、外交の基軸として、同盟国である米国と様々な分野で緊密に連携する必要性を示しております。その上で、同志国との連携強化や、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組等、様々な施策を示しています。また、中国については、先ほど述べたとおり、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築してまいります。

我が国は、こうした安全保障に関する施策を重層的に実施していくことにより、地域及び国際社会の平和と安定を確保し、国際社会の共存共栄を実現していく考えであり、米国の中国包囲網づくりに全面的に協力する、地域の対立と分断を広げ戦争の危険を高めるといった指摘は当たりません。

統合防空ミサイル防衛と指揮統制についてお尋ねがありました。

日米間では安全保障政策について平素から様々な協議を行っています。反撃能力の保有は我が国が主體的に決定をしたものであります。

その上で、国家防衛戦略に記載されているように、統合防空ミサイル防衛能力の下、ミサイル防衛システムと反撃能力を組み合わせ、ミサイル攻撃そのものを抑止していきます。その際、情報収集を含め、日米が連携することが重要です。

一方、統合防空ミサイル防衛能力は、米国の要求に基づくものではなく、また米国が推進するIAMDとも異なる我が国の主體的な取組です。自衛隊及び米軍は各々独立した指揮系統に従って行動すること、これは言うまでもありません。

空港、港湾と米軍の利用についてお尋ねがありました。

国家安全保障戦略において、空港、港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設することいたしました。これは我が国の総合的な防衛体制の強化を図るためのものであり、米国の軍事戦略の具体化との指摘は当たりません。

先般の日米2プラス2でも、空港、港湾の柔軟な使用に関しては、今後の日米間の議論を通じて、その必要性や日米での協力の在り方を含め検討することとしており、地方公共団体や住民等の協力を得つつ推進していきたいと考えております。

我が国にとり望ましい安全保障環境等についてお尋ねがありました。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、我が国の主権と独立の維持、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化、国際社会が共存共栄できる環境の実現など、望ましい安全保障環境の創出に向けて取り組むことが必要であると考えています。

そのための手段として、防衛装備移転の推進や

○OSAの創設等を国家安全保障戦略等で示したところだ。

これは、あくまで地域における平和と安定を確保すること等を目的として実施される施策であり、戦争で自国の経済を潤すような国にするといった指摘は当たりにません。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、スーパーシティ等における先端的サービスを推進するための措置を講ずるほか、国家戦略特区法に規定されている法人農地取得事業について、地方公共団体の発意による構造改革特区法に基づく事業に移行するための規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、特区制度の実績に対する評価、法人農地取得事業に係る懸念、オンライン服薬指導に係る課題、データ連携基盤整備の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の岸委員より反対、日本維新の会の

柳ヶ瀬委員より賛成、日本共産党の山下委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長河野義博君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔河野義博君登壇、拍手〕

○河野義博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化による効果並びに議員のなり手不足対策、地方議会に係る手続のオンライン化

への対応、勤勉手当の支給を始めとする会計年度任用職員の処遇改善の重要性、公金事務の私人への委託制度の見直しとオンライン納付の今後の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第四 私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長高橋克法君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高橋克法君登壇、拍手〕

○高橋克法君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計

その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、私立学校の建学の精神と法改正との関係、評議員会の構成の在り方、理事会と評議員会の相互牽制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第五 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山下雄平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下雄平君登壇、拍手〕

○山下雄平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、川上、水際の木材関連事業者に合法性の確認等を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、違法木材対策の効果、合法性の確認方法、制度周知の必要性等について質疑が行われました。

討論に入り、立憲民主・社民を代表して石垣委員より賛成する旨の意見が述べられました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長	尾辻 秀久君
副議長	長浜 博行君
議員	伊藤 岳君
	松野 明美君
	岩淵 友君
	倉林 明子君
	梅村みずほ君
	仁比 聡平君
	高木かおり君
	井上 哲士君
	浅田 均君
	小池 晃君
	吉良よし子君
	山添 拓君
	猪瀬 直樹君
	音喜多 駿君
	紙 智子君
	串田 誠一君
	田村 智子君
	石井 苗子君
	山下 芳生君
	清水 貴之君

東 徹君	金子 道仁君	青島 健太君	窪田 哲也君	安江 伸夫君	柳ヶ瀬裕文君	塩田 博昭君	竹内 真二君	宮崎 勝君	河野 義博君	矢倉 克夫君	平木 大作君	高橋 克法君	上田 勇君	石川 博崇君	秋野 公造君	佐々木さやか君	羽生田 俊君	谷合 正明君	西田 実仁君	磯崎 仁彦君	清水 真人君	平山佐知子君	藤木 眞也君	山本佐知子君	星 北斗君	岩本 剛人君	高橋はるみ君	比嘉奈津美君	松川 るい君	滝波 宏文君	堀井 巖君	島村 大君	上月 良祐君	福岡 資麿君	浅尾慶一郎君	大家 敏志君	石井 章君	伊藤 孝江君	里見 隆治君	中条きよし君	高橋 光男君	下野 六太君	片山 大介君	三浦 信祐君	梅村 聡君	杉 久武君	柴田 巧君	新妻 秀規君	松沢 成文君	若松 謙維君	鈴木 宗男君	竹谷とし子君	山本 博司君	横山 信一君	山本 香苗君	山口那津男君	堂込麻紀子君	ながえ孝子君	自見はなこ君	小野田紀美君	山本 啓介君	三浦 靖君	加田 裕之君	船橋 利実君	山田 太郎君	滝沢 求君	堂故 茂君	高野光二郎君	酒井 庸行君	猪口 邦子君	片山さつき君	佐藤 信秋君	豊田 俊郎君	柘植 芳文君	松下 新平君	末松 信介君	野村 哲郎君	神谷 宗賢君	寺田 静君	吉川ゆうみ君	長峯 誠君	藤井 一博君	宮崎 雅夫君	生稲 晃子君	進藤金日子君	佐藤 啓君	舞立 昇治君	三宅 伸吾君	古賀友一郎君	北村 経夫君	西田 昌司君	石井 準一君	佐藤 正久君	松山 政司君	世耕 弘成君	武見 敏三君	齊藤健一郎君	山本 太郎君	伊波 洋一君	若林 洋平君	友納 理緒君	古庄 玄知君	加藤 明良君	神谷 政幸君	朝日健太郎君	足立 敏之君	阿達 雅志君	和田 政宗君	中田 宏君	江島 潔君	太田 房江君	松村 祥史君	石井 浩郎君	岡田 直樹君	大島九州男君	須藤 元氣君	宮本 周司君	広瀬めぐみ君	長谷川英晴君	赤松 健君	臼井 正一君	石田 昌宏君	こやり隆史君	馬場 成志君	森屋 宏君	渡辺 猛之君	大野 泰正君	牧野たかお君	野上浩太郎君	藤川 政人君	丸川 珠代君	関口 昌一君	山本 順三君	高良 鉄美君	浜田 聡君	吉井 章君	田中 昌史君	永井 学君	越智 俊之君	梶原 大介君	今井絵理子君	青山 繁晴君	山下 雄平君	山田 宏君	石井 正弘君	赤池 誠章君	古川 俊治君	山田 俊男君	青木 一彦君	上野 通子君	宮沢 洋一君	櫻井 充君	衛藤 晟一君	中曽根弘文君	大椿ゆうこ君	三上 えり君	高木 真理君	柴 慎一君	横沢 高徳君	小沼 巧君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	森屋 隆君	小沢 雅仁君	森本 真治君	石橋 通宏君	野田 国義君	長谷川 岳君	牧山ひろえ君	青木 愛君	橋本 聖子君	辻元 清美君	福島みずほ君	田村 まみ君	宮口 治子君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	石川 大我君	浜野 喜史君	熊谷 裕人君	川合 孝典君	小西 洋之君	榛葉賀津也君	天畠 大輔君	森 まさこ君	中西 祐介君	山谷えり子君	有村 治子君	鶴保 庸介君	山崎 正昭君	山東 昭子君	村田 享子君	水野 素子君	古賀 千景君	鬼木 誠君	羽田 次郎君	小林 一大君	岸 真紀子君	井上 義行君	勝部 賢志君	杉尾 秀哉君	斎藤 嘉隆君	三原じゅん子君	吉川 沙織君	川田 龍平君	水岡 俊一君	木村 英子君	蓮 舫君	福山 哲郎君	竹詰 仁君	芳賀 道也君	嘉田由紀子君	塩村あやか君	浜口 誠君	打越さく良君	磯崎 哲史君	古賀 之士君	舟山 康江君	徳永 工リ君	大塚 耕平君	船後 靖彦君
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

国務大臣

内閣総理大臣 岸田 文雄君
総務大臣 松本 剛明君
文部科学大臣 永岡 桂子君
農林水産大臣 野村 哲郎君
防衛大臣 浜田 靖一君
内閣府特命担当大臣(地方創生) 岡田 直樹君

内閣官房副長官

内閣官房副長官 磯崎 仁彦君

副大臣

防衛副大臣 井野 俊郎君

議長の報告事項

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 越智 俊之君 補欠 衛藤 晟一君

総務委員

辞任 生稲 晃子君 補欠 長谷川英晴君

法務委員

辞任 小林 一大君 補欠 古庄 玄知君

文教科学委員

辞任 高橋はるみ君 補欠 世耕 弘成君

厚生労働委員

辞任 世耕 弘成君 補欠 高橋はるみ君

経済産業委員

辞任 長谷川英晴君 補欠 生稲 晃子君

辞任 衛藤 晟一君 補欠 越智 俊之君

古庄 玄知君 補欠 小林 一大君

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

議長の報告事項

予算委員

辞任 喜喜多 駿君 補欠 石井 苗子君

磯崎 哲史君 竹詰 仁君

決算委員

辞任 石井 苗子君 補欠 音喜多 駿君

柳ヶ瀬裕文君 金子 道仁君

竹詰 仁君 磯崎 哲史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任 生稲 晃子君 補欠 衛藤 晟一君

宮崎 雅夫君 丸川 珠代君

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任 石井 苗子君 補欠 猪瀬 直樹君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第三二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案

仲裁法の一部を改正する法律案

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

電子版お薬手帳の利用者の権利強化や事業の安定性に関する質問主意書(田村智子君提出)(第五八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマーのイェタグン・ガス田開発に関する質問に対する答弁書(第五四号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律

仲裁法の一部を改正する法律

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和四年団体規制状況の年次報告を受領した。

同日議長は、趙楽際中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長より、同委員長の中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受領した。

一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任 武見 敬三君 補欠 星 北斗君

山口那津男君 上田 勇君

財政金融委員

辞任 古川 俊治君 補欠 武見 敬三君

上田 勇君 山口那津男君

厚生労働委員

辞任 星 北斗君 補欠 古川 俊治君

農林水産委員

辞任 串田 誠一君 補欠 室井 邦彦君

国土交通委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 青島 健太君

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 串田 誠一君

予算委員

辞任 広瀬めぐみ君 補欠 浅尾慶一郎君

青島 健太君 音喜多 駿君

決算委員

辞任 音喜多 駿君 補欠 青島 健太君

金子 道仁君 柳ヶ瀬裕文君

行政監視委員

辞任 磯崎 哲史君 補欠 竹詰 仁君

浅尾慶一郎君 広瀬めぐみ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 田名部匡代君 (水岡俊一君の補欠)

理事 新妻 秀規君 (新妻秀規君の補欠)

理事 梅村 聡君 (梅村聡君の補欠)

理事 上田 清司君 (上田清司君の補欠)

理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第四一四号)

海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)

国土交通委員会に付託
気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

環境委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中国製監視カメラの規制に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第五六号)

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

山本 博司君

補欠

若松 謙維君

法務委員

辞任

田中 昌史君

補欠

武見 敏三君

外交防衛委員

辞任

星 北斗君

補欠

田中 昌史君

財政金融委員

辞任

武見 敏三君

補欠

古川 俊治君

厚生労働委員

辞任

山口那津男君

補欠

上田 勇君

農林水産委員

辞任

古川 俊治君

補欠

星 北斗君

農林水産委員

若松 謙維君

補欠

山本 博司君

若林 洋平君

邦彦君

補欠

吉井 章君

串田 誠一君

国土交通委員

辞任

吉井 章君

補欠

若林 洋平君

矢倉 克夫君

山口那津男君

青島 健太君

室井 邦彦君

環境委員

辞任

串田 誠一君

補欠

青島 健太君

予算委員

辞任

浅尾慶一郎君

補欠

石井 苗子君

決算委員

辞任

青島 健太君

補欠

石井 苗子君

行政監視委員

辞任

広瀬めぐみ君

補欠

浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり憲法審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

松川 るい君

補欠

若林 洋平君

山本 香苗君

宮崎 勝君

大塚 耕平君

川合 孝典君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 船橋 利実君 (船橋利実君の補欠)

環境委員会

理事 清水 貴之君 (清水貴之君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を消費者問題に関する特別委員会に付託した。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第二一四号)審査報告書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第五九号)

国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六〇号)

認証ADRで成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度の創設等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六一号)

改正ADR法において規定する執行力の付与に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問に対する答弁書(第五五号)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和五年四月二十一日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 鶴保 庸介

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国

際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める等のほか、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備を行うこととするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 特定法人による農地等の不適正利用を受けた買戻しには地方公共団体に財政面の負担等が生ずることから、地方公共団体が特定法人による農地取得事業の内容を十分に理解した上で導入を検討することができるよう、丁寧な情報の提供等に努めること。また、地方公共団体が買戻し等の適切かつ円滑な対応を行えるよう、適正に利用しているかどうかの判断基準を政府が示す等、必要な措置を講ずること。

二 特定法人による農地所有を認めるに当たっては、当該農地が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう、必要な措置を講ずること。営農型太陽光発電については、農地の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下につながるおそれがあることを踏まえ、構造改革特別区域における営農型太陽光発電に係る農地転用は認めないこと。

三 農林水産大臣が構造改革特別区域計画の認定に係る同意を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画との整合性等、農地法制上の観点から適否を判断

すること。

四 特定法人による農地取得事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、役員等の国籍、農地の利用目的、資本構成等の事項について確認すること。また、認定後においても、これらの事項を毎年確認するよう地方公共団体を指導すること。

五 農地等の買戻しが必要となった場合において、原状回復が企業の責任において行われるよう、書面契約を締結するに当たつての留意点を国として示すこと。

六 農地等の不適正利用が発生しているにもかかわらず、地方公共団体が農地等の買戻しを行わない場合には、当該地方公共団体に対し、報告の徴収、措置の要求又は認定の取消し等、速やかに、構造改革特別区域法に基づき必要な措置を講ずること。

七 外国資本による農地所有に関しては、投資目的等の懸念があることから、その影響について、日本人の雇用の確保、食料安全保障等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

八 特定法人による農地取得事業については、遅くとも構造改革特別区域計画の認定の申請期限である令和九年三月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること。

九 データ連携基盤の互換性の向上や信頼性の十分な確保により、自動配送ロボットの走行等の先端サービスの推進を図り、利便性の高い社会の実現を目指すこと。その際、サイバーセキュリティの強化を図るとともに、データ連携基盤を通じて提供されるデータに含まれる個人情報等の取扱いには細心の注意を払うこと。また、先端サービスの提供に対する住民の理解が得られるよう努めること。

十 過疎地・中山間地での対応等のためにオンライン服薬指導を一層促進するに当たっては、普

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

段からの薬剤師との対面のコミュニケーションが重要であることを念頭に置き、薬剤師による薬学的見地からの評価・考察、患者の体調や年齢等に合わせた投薬調整、多剤投与の調整、処方箋の偽造対策、医薬品の配送料負担への考慮等に十分留意すること。

右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和五年四月四日
衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

法の一部を改正する法律
(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第四項中「第三十七条の八」を「第三十七条の八第一項」に改め、同条第五項中「第十八条第二項を除く。及び」を削る。

第五条 第二項第四号中「同条第七項を」同条第八項」に改める。

第八条 第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「事項」を「事項又は第六項に規定する事項」に、「当該特定事業に」を「これらの事項に」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

第六 第二項第六号に掲げる事項には、第二項第二項第一号又は第二号に掲げる事業の実施に当たつての補助金等交付財産(補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第二十七条の六において「補助金等適正化法」という。)第二十二条に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二十一条に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項において同じ。)に関する事項を定めることができる。この場合においては、当該事項として、当該補助金等交付財産及び当該補助金等交付財産の活用をする者並びに当該事業における当該補助金等交付財産の利用の方法を定めるものとする。

第二十四条 第一項	地方公共団体が、その	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の
	当該地方公共団体	当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体

第十條 第四項及び第五項中「第八條第七項を」同条第八項」に改める。

第十一條 第一項中「第八條第七項各号」を「第八條第八項各号」に改め、「第十八條第七項第一号、第二十條の五第二十一項第一号」を削り、同条第三項中「第八條第十項を」同条第十一項」に改める。

第十三條 第一項中「第八條第七項」を「第八條第八項」に改める。

第十八條 前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八條 削除

第十九條 に見出しとして「農地法等の特例」を付し、同条第一項中「農地等」を「農地等(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条

を改正する法律案

第九條 第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第十條 第二項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第八條第七項」を「第八條第八項」に改め、「(第十二條第一項)の下に」及び「第二十四條第一項を加え、」第二十四條第二項及び第五項を「第二十三條第二項及び第五項、第二十四條第二項」に改め、同項の表第二十三條第一項の項中「第二十三條第一項」を「第二十二條第一項」に、「別表第十三号」を「別表第十二号」に改め、同表第二十三條第二項の項中「第二十三條第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同表第二十四條第一項第一号から第三号まで及び第六項の項中「第二十四條第一項第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項に規定する農地(同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二條第一項に規定する農地を含む。)又は採草放牧地をいう。以下この項において同じ。)に、「別表の七の項」を「別表の六の項」に、「農地法」を「同法」に改め、同条第六項中「指定都市」を「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十一條第二項の規定により区(総合区を含む。以下この項において同じ。)ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。))」に改める。

第十九條 第二項第一項中「別表の七の二の項」を「別表の七の項」に改める。

第二十条の三から第二十条の五までを削る。
第二十七条の五の次に次の一条を加える。

〔財産の処分の制限に係る承認の手続の特例〕

第二十七条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第六項に規定する事項を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた同項に規定する者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。

第二十八条の四第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三十条第一項第四号中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改める。

第三十七条の六中「医薬品(医薬品医療機器等法)を「医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。))に改める。

第三十七条の八中「一の確保」の下に「並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七条の八第一項」と読み替えるものとする。

別表中六の項を削り、七の項を六の項とし、七の二の項を七の項とし、八の三の項から八の五の項までを削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第二十一条及び第二十二條を次のように改める。

第二十一条 削除

(狂犬病予防法の特例)

第二十二條 市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十二号において同じ。)が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第一項に規定する狂犬病予防員(次項において「都道府県知事任命予防員」という。)の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務(以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。)を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員(次項において「市町村長任命予防員」という。)を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十二条第一項の規定により認定を受けた市町村(第五項及び第十項並びに第二十一条

において「認定市町村」という。)の長」と、同条第五項及び同法第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、同法第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合においては、狂犬病予防法第二十三条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農地法の特例)

第二十四条 地方公共団体が、その区域内において、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)又は草草放牧地をいう。以下この条において同じ。)の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによつては耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第三号及び第四項において同じ。)の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第二条第三項に規定する農地所有資格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後

は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項及び第四項において同じ。)は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第十四号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの(以下この条及び同表第十四号において「特定法人」という。)が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができ、

一 当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第四項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。

二 当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 当該法人の業務執行役員等(農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第四項第四号において同じ。)のうち、一人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

2 前項の認定の日以後は、当該認定を受けた地方公共団体(都道府県を除く。)が、同項の構造改革特別区域内にある農地等について、認定構造改革特別区域計画に定めるところにより特定法人に所有権を移転するために所有

権を取得する場合又は同項第一号の契約に基づき所有権を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

3 農業委員会は、第一項の規定により農地法第三条第一項の許可をする場合には、同条第五項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

4 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、第一項の規定により前項に規定する特定法人に農地等の所有権を移転した地方公共団体に対し、通知するものとする。

一 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

二 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

三 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

四 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

5 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

一 第六条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更(第一項の構造改革特別区域の範囲若しくは別表第十四号に掲げる事業の実施主体を変更するもの又は第四

条第二項第二号に規定する特定事業として同表第十四号に掲げる事業を定めないこととするものに限る。)の認定

二 第九条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画(第四条第二項第二号に規定する特定事業として別表第十四号に掲げる事業を定めたいものに限る。)の認定の取消し(農業委員会に関する特例に係る部分に限る。)の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区(総合区を含む。)以下この項において同じ。)ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

別表第十二号中「削除を」市町村による狂犬病予防員任命事業」に改め、同表第十三号中「市町村による狂犬病予防員任命事業」を「地方公務員に係る臨時任用事業」に改め、同表第十四号中「地方公務員に係る臨時任用事業」を「特定法人による農地取得事業」に改める。

附 則

1 この法律は、令和五年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)第十八条第一項の規定による農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の許可を受けた法人がこの法律の施行の日前に当該許可に基づき所有権を取得した農地等に係る旧国家戦略特別区域法第十八条の規定による農地法の特例については、なお従前の例による。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和五年四月二十五日

総務委員長 河野 義博

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。

二、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。

三、多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第三十三次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。

四、地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。

五、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整備に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。

六、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むこと。

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

地方自治法の一部を改正する法律案

二〇

ともに、適切に地方財政措置を講ずること。
七、歯止めのかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、特に若年層の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保や期日前投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること。

八、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九、会計年度任用職員を始めとする非常勤職員が地方公共団体の行政運営において重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該職員の任用や処遇について、適切な措置が講じられるよう地方公共団体に対する助言を行うこと。

十、会計年度任用職員の勤労手当の支給について、令和六年度から、全ての地方公共団体において支給が開始されるよう努めること。また、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めること。

十一、会計年度任用職員の期末手当・勤労手当の支給については、国家公務員の非常勤職員との均衡から、期末手当及び勤労手当のいずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知すること。

十二、会計年度任用職員の勤労手当の支給について、常勤職員の取扱いとを均衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うこと。

十三、引き続き、常勤職員の給与との均衡及び国家公務員の非常勤職員の給与との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の処遇の改善に努めること。

十四、公金事務の私人への委託について、原則として全ての歳入等の収納事務を地方公共団体の

長の判断で私人への委託を可能とすることに關して、その効果や実務上生ずる課題等を踏まえ、取扱上の責任の明確化や公正の確保等公金の取扱いの適正を確保する観点から必要な助言を行うこと。

十五、地方自治法の趣旨に鑑み、受託者及び再委託者における適正な収納事務を確保するため、指定公金事務取扱者に対する検査等の適切な実施とともに、納入者のプライバシー保護に万全を期すよう、地方公共団体への助言を行うこと。
右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和五年四月十八日
衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十一節 議会の事務局及び事務局
長、書記長、書記その他の職員を」第十一節 議
会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の
職員」に改める。

第八十九条中「普通地方公共団体に」の下に
「その議事機関として、当該普通地方公共団体の
住民が選挙した議員をもつて組織される」を加
え、同条に次の二項を加える。
普通地方公共団体の議会は、この法律の定め
るところにより当該普通地方公共団体の重要な

意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条中「第八十九条を」第八十九条第一項に改める。

第一百零五条中「報告書」を「状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」をもつて」に、「提出する」を「報告する」に改める。

第一百五条の二中「又は議長の下に」(「第三百三十八条の二第一項及び第二項において」議会等)という)を加える。

第二百三十三条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第四項中「に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ物を含む。)」を削る。

第三百三十八条の二を第三百三十八条の二とす

第二編第六章に次の一節を加える。

第十二節 雑則

第三百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章(第百零五条第十五項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項において「文書等」という。)により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第七條第一項の規定が適

用されるものを除く。)については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

議会等が行う通知のうちこの章(第百二十三條第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に關するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に關する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第二百三十三條の二第四項中「期末手当」又は「勤労手当」を加え、同条第五項中「及び期末手当を」を「期末手当及び勤労手当」に改める。

第二百三十一條の二の三第二項中「所在地」の下に「指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等」を加える。

第二百三十一条の二の六第三項中「含む」の下に「。第二百四十三条の二の二第三項において同じ」を加える。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわせては」を「行わせずは」に改める。

第二百四十三条の二の二を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の承諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)
第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、総務省令で

地方自治法の一部を改正する法律案

定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)
第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)
第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

(公金の収納の委託)
第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める

方法)に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができ、歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

第二百八十七條の二第七項中「及び第七節」を「第七節及び第十二節」に、「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「規定中「議会」の下に」とあり、並びに第二百八十八條の二第一項及び第二項中「議会等」を加え、同条第十項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方自治法(以下この条において「新法」という。)第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の

日(以下この条において「施行日」という。)以後に地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者(同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者(同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)の指定をすることができ、この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務(以下この項において「従前の公金事務」という。)を行わせている者(新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。)に当該従前の公金事務を行わせることができる。

4 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第六十二条の六第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

一 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の三第二項及び第六十一条第一項

(生活保護法の一部改正)

第六条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七十八條の三を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第七条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十三條の二を次のように改める。

(公金の徴収等の委託)

第三十三條の二 地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二の四第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの(指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。)」と、同法第二百四十三条の二の六第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの」として政令で定めるもの」と、同条第三項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。

第三十四條中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に、「第二百四十

三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第三十九條第三項ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十条の二中「政令の定めるところにより、私人を」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第九条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十六」を「第五十一条の十五」に改める。

第五十一条の十六を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項及び別表第四の四の三の項中「同条第七項若しくは第八項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十六条第七項各号又は第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第百十四條中「政令で定めるところにより、私人を」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項

改正する。

の規定により指定する者」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百四十四條の二を削る。

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)

第十四条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四條第七項中「第二百四十三條の二の二第一項」を「第二百四十三條の二の八第一項」に、「第二百四十三條の二の二第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改める。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第十五条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方公共団体の議会

第十七條第五項及び第二十一條第一項中「及び裁判所」を「裁判所及び地方公共団体の議会」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十六條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第五項中「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第二項」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十七條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

第三十六條第七項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四十七條中「第二百四十三條の二、第二百四十三條の二の二第一項」を「第二百四十三條の二の七まで、第二百四十三條の二の八第一項に、「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に改める。

第五十四條第一項中「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第十八條 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條の八第八項を削る。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十九條 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第五項を削り、同條第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同條第五項とし、同條中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

審査報告書

私立学校法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年四月二十五日

文教科学委員長 高橋 克法
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に關し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に關する

規定の整備等を行うおとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。

二、理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。

三、学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。

四、理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となつてゐる状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。

五、評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の

規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましい旨を、各学校法人に対し周知すること。

六、学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。

七、私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。

八、監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。

九、本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員及び評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。

また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対し周知すること。

十、本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対し

地方自治法の一部を改正する法律案 私立学校法の一部を改正する法律案

では、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しなどの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

十一、本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十二、私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十三、学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

右決議する。

私立学校法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年三月二十四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

私立学校法の一部を改正する法律案

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 私立学校に関する教育行政(第五条―第十五条)

第三章 学校法人

第一節 通則(第十六条―第二十二条)

第二節 設立(第二十三条―第二十八条)

第三節 機関

第一款 理事会及び理事

第一目 理事の選任及び解任等(第二十九條―第三十五條)

第二目 理事会及び理事の職務等(第三十六條―第四十条)

第三目 理事会の運営(第四十一条―第四十四条)

第二款 監事

第一目 選任及び解任等(第四十五条―第五十一条)

第二目 職務等(第五十二条―第六十条)

第三款 評議員会及び評議員

第一目 評議員の選任及び解任等(第六十一条―第六十五条)

第二目 評議員会及び評議員の職務等(第六十六条―第六十八条)

第三目 評議員会の運営(第六十九条―第七十九条)

第四款 会計監査人

第一目 選任及び解任等(第八十条―第八十五条)

第二目 職務等(第八十六条―第八十七条)

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等(第八十八条―第九十七条)

第四節 予算及び事業計画等(第九十八條―第一百条)

第五節 会計並びに計算書類等及び財産目録等(第一百一条―第一百七七條)

第六節 寄附行為の変更(第一百八条)

第七節 解散及び清算並びに合併(第一百九条―第一百三十一條)

第八節 助成及び監督(第一百三十二条―第一百

三十七條)

第九節 訴訟等

第一款 学校法人の組織に関する訴え(第九百三十八條・第九百三十九條)

第二款 責任追及の訴え(第四百四十條・第四百四十一條)

第三款 会計帳簿等の提出命令(第四百四十二條)

第四章 大臣所轄学校法人等の特例(第四百四十三條―第四百五十一條)

第五章 雑則(第四百五十二條―第四百五十六條)

第六章 罰則(第四百五十七條―第四百六十四條)

附則

第四条第四号中「第六十四条第四項」を「第五百五十二條第五項」に改める。

第五条中「幼保連携型認定こども園を除く。第八條第一項において同じ。」を削る。

第七條を削る。

第八條第一項中「又は第十三條第一項に規定する事項を行う場合において」を「の認可をし、又は同法第十三條第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるとき」に改め、同条第二項中「又は第十三條第一項に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合において」を「の認可(私立大学又は私立高等専門学校設置の認可を除く)をし、又は同法第十三條第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるとき」に改め、同条を第七條とし、第九條を第八條とし、第十條を第九條とする。

第十一條を削り、第十二條を第十條とし、第十三條を第十一條とし、第十四條を第十二條とする。

第十五條中「第六十四条第四項」を「第五百五十二條第五項」に改め、同条を第十三條とし、第十六條を第十四條とし、第十七條を第十五條とする。

第十八條から第二十三條までを削る。

第三章第一節中第二十四條を第十六條とし、第二十五條を第十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

(機関の設置)

第十八條 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。

2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

3 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならぬ。

4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

第二十六條を第十九條とする。

第二十六條の二中「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。」を削り、同条を第二十條とし、第二十七條を第二十一條とし、第二十八條を第二十二條とする。

第二十九條を削る。

第三十條の見出しを「(寄附行為の認可)」に改め、同条第一項中「申請しなければ」を「受けなければ」に改め、同条第五号中「役員」を「理事」に、「選任」を「並びに選任」に改め、「方法」の下に「理事長の選定の方法を加え、「規定」を「事項」に改め、同条第六号中「理事会の下に」の招集その他理事會を加え、「規定」を「事項」に改め、同条第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「評議員会及び」を「評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他」に、「規

定」を「事項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項

十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

第三十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項

第三十条第二項中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下同じ。」及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）を加え、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十四号」に改め、同条に次の二項を加える。

四 寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

第三十一条第二項中第三十条を第二十三条とする。

第三十一条の見出しを「（寄附行為の認可の審査）」に改め、同条第一項中「規定による」を「認可の」に、「第二十五条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「前項の規定により寄附行為を」を「前条第一項に、（場合によっては）を」としに改め、同条を第二十四条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

二 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第三十二条を第二十五条とし、第三十三条を第二十六条とする。

第三十三条の二の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければ」を、「その主たる事務所に備え置かなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

二 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつていたときは、この限りでない。

三 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（学校法人の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該学校

法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合において

は、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第三十三条の二を第二十七条とする。

第三十三条の三を削る。

第三十四条中「一般社団・財団法人法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に改め、同条を第二十八条とする。

第六十六条中「においては、学校法人の理事、監事又は清算人を」を「は、当該違反行為をした学校法人若しくは第五百五十二条第五項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、仮処分命令により選任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又は第三十四条第二項、第五十条第二項、第六十五条第二項若しくは第八十五条第一項（これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により役員、評議員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第三項第五項、第七十八条第二項、第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第五百四十四条第三項の規定によりみなして適用する

場合を含む。）又は第六十七条第三項若しくは第四項の規定（これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 第二十七条第三項若しくは第四項、第四十条第三項第六項、第六十八条（第四百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十六条第三項、第六十六条第三項（第四百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第六十六条第四項（第四百四十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、又は第六十七条第五項（第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号中「第六十一条第一項」を「第六百三十四条第一項（第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十号中「第五十三条又は第五十四条第二項」を「第二百七条又は第二百八条第二項（これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項」を「第六百七条第一項又は第六百九条第一

場合を含む。）又は第六百七条第三項若しくは第四項の規定（これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

第六十六号第十二号中「第六十三条第一項」を「第六百三十六条第一項（第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項」を「第六百三十六条第一項」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号中「第六十一条第一項」を「第六百三十四条第一項（第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十号中「第五十三条又は第五十四条第二項」を「第二百七条又は第二百八条第二項（これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項」を「第六百七条第一項又は第六百九条第一

項(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項」を「第百十条第二項又は第百十九条第一項(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条第五号中「第四十五条第二項」を「第百八条第五項(第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 第四十九条第二項(第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。

六 第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十六条第四項(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による調査を妨げたとき。

七 第七十一条第二項(第百四十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。

第六十六条を第百六十三条とし、同条の前に見出しとして「(過料に処すべき行為)」を付し、第五章中同条の前に次の六条を加える。

(役員等の特別背任罪)

第百五十七条 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

一 役員
二 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された役員の職務を代行する者

三 第三十四条第二項又は第五十条第二項(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により役員職務を一時行ふべき者として選任された者

2 第百十一条第一項(第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により清算をする学校法人又は第百五十二条第五項の法人(以下この項及び次条第一項第二号において「清算法人」という。)(に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 前二項の罪の未遂は、罰する。

(役員等の贈収賄罪)

第百五十八条 次に掲げる者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る前条第一項各号に掲げる者

二 清算法人に係る前条第二項各号に掲げる者

三 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る会計監査人又は第百八十五条第一項(第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しく

は約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(学校法人等の財産の処分に關する罪)

第百五十九条 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る第百五十七条第一項各号に掲げる者が、当該学校法人又は第百五十二条第五項の法人の目的の範囲外において、投機取引のため当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第百六十条 第百五十七条、第百五十八条第一項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百五十八条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第百六十一条 第百五十八条第一項第三号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対して適用する。

(偽りその他不正の手段により認可を受けた罪)

第百六十二条 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項(第百四十四条第二項及び第百四十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(、第百八条第三項、第百九条第三項若しくは第百二十六条第三項(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(又は第百五十二条第七項の認可を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章を第六章とする。

第四章中第六十五条の四を第百五十六条とする。

第六十五条の三を削り、第六十五条の二を第百五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第百五十五条 第十九条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十四条第二項、第五十条第二項、第五十六条第二項、第六十五条第二項、第七十二条第一項、第百八条第三項及び第五項、第百九条第三項から第五項まで、第百二十二条第二項、第百二十五条、第百二十六条第三項、第百二十六条第二項、第百二十六条第三項、第百三十三条第一項及び第二項、同条第三項(同条第十二項及び第百三十四条第三項において準用する場合を含む。)(、第百三十三条第十項及び第十一項、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条第一項から第三項まで並びに第百三十六条第一項の規定(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(、第二十四条第二項(第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。)(並びに第百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十五条ただし書中「第六十四条第四項」を「前条第五項」に改め、同条を第百五十三条とする。

第六十四条第一項中「第八条第一項の規定は」を「第七条第一項の規定は」に改め、「及び私立各種学校」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十三条第一項と、」又は「とあるのは」又は同法第百三十三條第一項において準用する」と読み替えるものとする。

第六十四条第七項を削り、同条第六項中「及び第四項を」及び第五項に、「の定める」を「をもつて定める」に、「必要な寄附行為の変更をして」を「同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、」に、「受けた場合には、

それぞれ第四項を「受けることにより、それぞれ同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三章の下に」及び前章第四百八十八条第四項を除く。」を加え、「(同章に関する罰則の規定を含む。)」を削り、「法人に」の下に「について」を加え、「同章を」、「第三章」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第三百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第三百三十四条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

第六十四條に次の四項を加える。

8 第四十二条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八十八条第一項及び第二項並びに第五百十條の規定(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。))は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。)」とあるのは「第五百五十二条第七項に規定する事項を寄附行為に定めること(決定又は)」と、「解散又は」とあるのは「解散若しくは」と読み替えるものとする。

9 第二十四条及び第二十六条の規定は、学校法人に対する第七項の認可について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第十七条」とあるのは「第五百五十二条第六項において準用する第十七条」と、第二十六条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「第五百五十二条第五項の法人となる」と読み替えるものとする。

10 第二十四条及び第二十六条の規定は、第五項の法人に対する第七項の認可について準用する

る。この場合において、第二十四条第一項及び第二十六条中「学校法人」とあるのは「第五百五十二条第五項の法人」と、同条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものとする。

11 学校法人が第七項の規定により第五項の法人となつた場合において、当該法人が第六項において準用する第四百三十三條に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行った後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第五項の法人が第七項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第四百三十三條に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。

第六十四條を第五百五十二条とする。
第四章を第五章とする。
第六十三條の二を削る。

第三章第五節中第六十三條を第三百三十六條とし、同條の次に次の一條を加える。
(情報の公表)

第三百三十七條 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

一 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。))及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

第六十二条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「しように」とする場合には「を」ときは改め、同条第五項中「第二十條第六項及び」を「中」行政庁」とあるのは「私立学校審議会等(私立学校法第十九條第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。))と、同法第十七條第一項中「第十九條の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。))とあり、同法第二十條第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條第一

項、第二十三條、第二十四條第一項及び第三項並びに第二十五條中「主宰者」とあり、並びに同法第二十條第六項及び同法に、「あり、同法第十七條第一項中「第十九條の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。))とあり、並びに同法第二十條から第二十五條までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六條第二項の」を「あるのは」に改め、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六條第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」とを削り、同条第六項中「前項において準用する行政手続法第二十四條第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書」を「第四項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見」に改め、同条を第三百三十五條とする。

第六十一条第一項中「第二十六條第一項」を「第十九條第一項」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「前条第二項から第八項まで」を「前条第三項から第九項まで」に、「前項」を「第一項」に改め、「停止命令」の下に「をする場合」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第六十一条を第三百三十四條とする。

第六十條第二項中「しように」とする場合には「を」とするときは「に」に改め、同条第六項中「第二十六條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第七項中「第二項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

第六十條第十一項を同条第十二項とし、同条第

十項中「しように」とする場合には「を」とするときは「に」に改め、「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。
第六十條を第三百三十三條とし、第五十九條を第三百三十二條とする。

第三章第五節を同章第八節とする。
第五十八條を削り、第三章第四節中第五十七條を第三百三十一條とする。

第五十六條中「第六十四條第四項の法人の」を「第五百五十二条第五項の法人の」に、「第六十四條第四項の法人が」を「同項の法人が」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三百三十條とする。
第五十五條中「第六十四條第四項」を「第五百五十二条第五項」に改め、同条を第二百二十九條とし、第五十四條を第二百二十八條とする。

第五十三條第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「作らなければ」を「作成しなければ」に改め、同条を第二百二十七條とする。

第五十二條の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

第五十二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

第五十二條を第二百二十六條とし、同条の前に見出しとして「合併手続」を付する。

第五十一条第一項中「解散した」を「第百十一条第一項の規定により清算をする」に改め、同条を第百二十五条とし、第五十条の十七を第百二十四条とする。 第五十条の十六を削り、第五十条の十五を第百二十三条とし、第五十条の十四を第百二十二条とし、第五十条の十三を第百二十一条とする。 第五十条の十二中「第五十条の五を」第百三十三條に改め、同条を第百二十条とし、第五十条の十一を第百十九条とし、第五十条の十を第百十八条とし、第五十条の九を第百十七条とし、第五十条の八を第百十六条とし、第五十条の七を第百十五条とし、第五十条の六を第百十四条とする。 第五十条の五に次の一項を加える。 2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。 第五十条の五を第百十三条とする。 第五十条の四中「第六十二条第一項を」第百三十五條第一項に改め、同条を第百十二条とする。 第五十条の三の見出しを「(清算の開始)」に改め、同条中「解散した」を「前項の規定により清算をする」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第百二十五条までに定めるところにより、清算をしなければならない。 一 解散した場合(第百九条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。) 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合 第五十条の三を第百十一条とし、第五十条の二を第百十条とする。 第五十条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。	一 理事会の決議による決定 第五十条第一項第四号中「第六十四条第四項を」第百五十二条第五項に改め、同項第六号中「第六十二条第一項を」第百三十五條第一項に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第一号を」第一項第一号に改め、「又は認定」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 理事会は、前項第一号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 第五十条第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。 4 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 第五十条を第百九条とする。 第三章第四節の節名中「解散」の下に「及び清算並びに合併を加え、同節を同章第七節とする。 第三章第三節を次のように改める。 第三節 機関 第一款 理事会及び理事 第一目 理事の選任及び解任等 (理事選任機関) 第二十九条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。 (理事の選任等) 第三十条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。 2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数	が五人(五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その員数)を下回るものとなる場合に備えて補欠の理事を選任することができる。 4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。 (理事の資格及び構成) 第三十一条 次に掲げる者は、理事となることできない。 一 法人 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 五 学校法人が第百三十五條第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三條第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者(第四十六條第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。)は、当該学校法人の理事となることができない。 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。 4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。 一 当該学校法人の設置する私立学校(二以上の私立学校を設置する学校法人にあっては、そのいずれか一以上の私立学校)の校長(学長	及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。) 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員(子法人(学校法人)がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。及び子法人に使用される者のいずれでもない者 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とする。 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)を有するものであつてはならない。 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。 (理事の任期) 第三十二条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、四年以内とする。 2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第四十七条第一項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第六十三条第一項の規定により評議員につ
--	---	--	--

いて寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。

3 第一項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(理事の解任)

第三十三条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第三十四条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が五人(五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事(同項の一時理事の

職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事の総数が五人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十五条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第三十三条第三項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。

第二目 理事会及び理事の職務等(理事会の職務等)

第三十六条 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務を決定すること。
- 二 第三十九条第一項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。
- 三 この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務
- 五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務

3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な資産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員を選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

六 予算及び事業計画の作成又は変更

七 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項

4 理事会は、前項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)

第三十七条 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。

2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。

3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事(理事長を除く。)のうちから、理事会が選定する。

4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうちから、理事会が選定する。

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第八項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。

6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の忠実義務)

第三十八条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の報告義務等)

第三十九条 第三十七条第五項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事(第九十四条第一項及び第二項において「業務執行理事等」という。)は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に關しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一

般社団法人にあつては、「監事」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

第三目 理事会の運営

(理事会の招集)

第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項及び第五十七条第一項において「理事会招集担当理事」という。)以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 第八十八条第一項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決する方法

二 第九十九条第一項第一号及び第二百二十六条第一項の理事会の決議 理事の総数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる

多数をもつて決する方法

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとする。

(理事会の議事録)

第四十三条 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事(議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者)を当該理事会で定めた二人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの

閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができる。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条 一般社団・財団法人法第九十四条及び第九十八条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第九十四条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第九十八条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは「私立学校法第三十九条第一項」と読み替へるものとする。

2 一般社団・財団法人法第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、前条第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。

第二款 監事

第一目 選任及び解任等

(監事の選任等)
第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところによ

り、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数)を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができる。

一 第三十一条第一項各号に掲げる者

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。)

3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。(監事の任期)

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了した時までとすることを妨げない。

(監事の解任)

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。
2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつ

たにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第四十九条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第五十条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が二人(一人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事(同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事の総数が二人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 監事のうち、その定数の二分の一を超えるも

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

のが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第五十一条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第四十八条第二項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。

第二目 職務等

(監事の職務)

第五十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。

三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。

四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務

六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

(監事の調査権限)

第五十三条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(評議員会に提出する議案等の調査義務)

第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定め

私立学校法の一部を改正する法律案

るものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事会及び評議員会への出席義務等)

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 第三十九条第二項の規定は、監事について準用する。

(理事会等への報告)

第五十六条 監事は、第五十二条第一号の監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。

(理事会及び評議員会の招集)

第五十七条 監事は、前条第二項の報告をするために必要があると認めるときは、理事(理事会について第四十一条第一項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事)に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の

招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第四十一条第一項又は第七十条第一項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

第五十八条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第五十九条 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が理事(理事であつた者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が第四百四十条第一項の規定による求め(理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。)を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第六十条 一般社団・財団法人法第六十六条の規定は、監事について準用する。

第三款 評議員会及び評議員

第一目 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

第六十一条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のう

ちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。 2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。 3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。 (評議員の資格及び構成) 第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。 3 評議員には、次に掲げる者(第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まなければならない。 一 当該学校法人の職員 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの(前号に掲げる者を除く。) 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。 (評議員の任期) 第六十三条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以	内とする。 2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員の解任) 第六十四条 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。 (評議員に欠員を生じた場合の措置) 第六十五条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が六人(六人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員(同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 2 評議員の総数が六人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。 第二目 評議員会及び評議員の職務等 (評議員会の職務等) 第六十六条 評議員会は、全ての評議員で組織する。 2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。 一 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。 二 この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。 三 この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務	五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務 3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができる。 4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めるところを妨げない。 (評議員会による理事の行為の差止め求め) 第六十七条 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第五十八条第一項の訴えの提起を監事に求めることができる。 2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起がなされた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。 3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。 (評議員による寄附行為の閲覧等の請求) 第六十八条 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等(寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第百三条第二項に規定する計	算書類等、監査報告(第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。)並びに第百七条第二項に規定する財産目録等(以下この条において「財産目録等」という。)をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる請求をすることができる。 一 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 前号の書面(財産目録等を除く。)の謄本又は抄本の交付の請求 三 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項(財産目録等に係るものを除く。)を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 第三目 評議員会の運営 (評議員会の招集の時期) 第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。 (評議員会の招集の手続等) 第七十条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。 2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 会議の日時及び場所 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項 三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。)について、議案が確定	算書類等、監査報告(第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。)並びに第百七条第二項に規定する財産目録等(以下この条において「財産目録等」という。)をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる請求をすることができる。 一 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 前号の書面(財産目録等を除く。)の謄本又は抄本の交付の請求 三 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項(財産目録等に係るものを除く。)を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 第三目 評議員会の運営 (評議員会の招集の時期) 第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。 (評議員会の招集の手続等) 第七十条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。 2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 会議の日時及び場所 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項 三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。)について、議案が確定
---	---	---	---	---

しているときはその概要、議案が確定してい
ないときはその旨

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令
で定める事項

3 評議員会の議案は、会議の目的である事項に
ついて、理事が提出する。

4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会
の日の一週間前までに、評議員に対して、書面
でその通知を発ししなければならない。

5 理事は、前項の書面による通知の発出に代え
て、政令で定めるところにより、評議員の承諾
を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評
議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織を使用する方法そ
の他の情報通信の技術を利用する方法であつて
文部科学省令で定めるものにより通知を発する
ことができる。この場合において、当該理事
は、同項の書面による通知を発したものとみな
す。

6 前二項の通知には、第二項各号に掲げる事項
を記載し、又は記録しなければならない。
(評議員会の招集等の請求)

第七十一条 評議員の総数の三分の一（これを下
回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつ
ては、その割合）以上の評議員は、共同して、
理事に対し、会議の目的である事項及び招集の
理由を示して、評議員会の招集を請求するこ
とができる。

2 評議員の総数の三分の一（これを下回る割合
を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、そ
の割合）以上の評議員は、共同して、理事に対
し、一定の事項を評議員会の会議の目的とする
ことを請求することができる。この場合におい
て、その請求は、評議員会の日の二十日（これ
を下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合に
あつては、その期間）前までにしなければならない。

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

(評議員による評議員会の招集等)

第七十二条 前条第一項の規定による請求があつ
た日から二十日以内の日を評議員会の日とする
評議員会の招集の通知が発せられない場合に
は、同項の規定による請求をした評議員は、共
同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集
することができる。

2 第七十条第二項の規定にかかわらず、前項の
規定により評議員が評議員会を招集する場合に
は、同項の評議員は、その全員の協議により、
同条第二項各号に掲げる事項を定めなければな
らない。

3 第七十条第四項の規定にかかわらず、第一項
の規定により評議員が評議員会を招集するに
は、同項の評議員は、評議員会の日の一週間前
までに、同項の評議員以外の評議員（次項にお
いて「他の評議員」という。）に対して、書面でそ
の通知を発ししなければならない。

4 第一項の評議員は、前項の書面による通知の
発出に代えて、政令で定めるところにより、他
の評議員の承諾を得て、第一項の評議員の使用
に係る電子計算機と他の評議員の使用に係る電
子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報
処理組織を使用する方法その他の情報通信の技
術を利用する方法であつて文部科学省令で定め
るものにより通知を発することができる。この
場合において、同項の評議員は、前項の書面に
よる通知を発したものとみなす。

5 前二項の通知には、第七十条第二項各号に掲
げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(監事による評議員会の招集等)

第七十三条 前条第二項から第五項までの規定
は、第五十七条第二項の規定により監事が評議
員会を招集する場合について準用する。この場
合において、前条第二項中「その全員の協議に
より、同条第二項各号」とあり、及び同条第五
項中「第七十条第二項各号」とあるのは「第七十

私立学校法の一部を改正する法律案

条第二項第一号、第二号及び第四号」と、同条
第三項中「同項の評議員以外の評議員（次項にお
いて「他の評議員」という。）」とあり、及び同条
第四項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読
み替えるものとする。

(招集手続の省略)

第七十四条 第七十条第四項から第六項までの規
定及び第七十二条第三項から第五項まで（これ
らの規定を前条において準用する場合を含む。）
の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全
員の合意があるときは、招集の手続を経ること
なく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

第七十五条 評議員の総数の三分の一（これを下
回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつ
ては、その割合。次項において同じ。）以上の評
議員は、共同して、評議員会において、会議の
目的である事項につき議案を提出することがで
きる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行
為に違反する場合又は実質的に同一の議案につ
き評議員会において議決に加わることができる
評議員の十分の一（これを下回る割合を寄附行
為をもつて定めた場合にあっては、その割合。
第三項において同じ。）以上の賛成を得られな
かつた日から三年を経過していない場合は、この
限りでない。

2 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共
同して、理事に対し、評議員会の日の二十日
（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた
場合にあっては、その期間）前までに、前項の
規定により提出しようとする議案の要領を第七
十条第四項又は第五項の通知に記載し、又は記
録して評議員に通知することを請求することが
できる。

3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄
附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案
につき評議員会において議決に加わることがで
きる評議員の十分の一以上の賛成を得られなか

つた日から三年を経過していない場合には、適
用しない。

(評議員会の決議)

第七十六条 評議員会の決議は、議決に加わるこ
とができる評議員の過半数が出席し、その過半
数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項
又は第九十二条第一項の評議員会の決議は、議
決に加わることができる評議員の数の三分の二
以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
い。

3 前二項の規定にかかわらず、第九十一条の評
議員会の決議は、議決に加わることができる評
議員の全員一致をもつて行わなければならない。
い。

4 前三項の決議について特別の利害関係を有す
る評議員は、議決に加わることができない。
5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところ
により、評議員が書面又は第七十条第五項に規
定する情報通信の技術を利用する方法により評
議員会の議決に加わることができるものとする
ことができる。

6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事
項については、決議をすることができない。た
だし、第八十七条において準用する一般社団・
財団法人法第九十二条第二項の会計監査人の出席
を求めることについては、この限りでない。
(延期又は続行の決議)

第七十七条 評議員会においてその延期又は続行
について決議があつた場合には、第七十条の規
定は、適用しない。

(評議員会の議事録)

第七十八条 評議員会の議事については、文部科
学省令で定めるところにより、議事録を作成し
なければならない。

2 学校法人は、評議員会の日から十年間、前項
の議事録をその主たる事務所に備え置かなけれ
ばならない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第七十九条 一般社団・財団法人法第九十五条の規定は、評議員会について準用する。

第四款 会計監査人

第一目 選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

第八十条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。

2 学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の資格)

第八十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三項第二号及び第八十六条第六項第三号において同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員(次項第二号に掲げる者を除く。)の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第三十二条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第八十二条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人(第十八条第二項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。)が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

(会計監査人の解任)

第八十三条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によつて当該会計監

査人を解任することができる。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第八十四条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第八十五条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 第八十一条及び第八十三条第一項の規定は、第一項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第一項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

第二目 職務等

(会計監査人の職務等)

第八十六条 会計監査人は、第五節の定めるところにより、第三十二条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

6 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第八十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 自己が会計監査人(前条第一項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。)に選任され

てゐる学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者

三 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けてゐる者

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第八十七条 一般社団・財団法人法第八十八条から第一百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十八条第一項及び第九十九条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第一百七十七条第一項」とあるのは「私立学校法第八十六条第一項」と、一般社団・財団法人法第一百十条中「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数)」とあるのは「監事の過半数」と読み替へるものとする。

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)

第八十八条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の理事

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)

第八十九条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三百三条第二項に規定する計算書類等及び財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

第九十条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

第九十一条 第八十八条第一項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。

私立学校法の一部を改正する法律案

(責任の一部免除)

第九十二条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第九十四条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 六

ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(1) 代表業務執行理事及び業務執行理事

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事

(3) (1)に掲げる理事を除く。

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)

(3) 当該学校法人の職員である理事

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第八十八条第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(理事会による免除に関する寄附行為の定め)

第九十三条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任を免除すること)ができる旨の定めに限る。)を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員会に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

4 評議員の総数の十分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。 (責任限定契約) 第九十四条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができ、寄附行為をもつて定めることができる。	責任を負わないとされた額 第九十二条第四項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。 (理事が自己のためにした取引に関する特則) 第九十五条 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第八十八条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができる。 2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。 (補償契約) 第九十六条 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。	費用等を補償することができない。 1 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 2 当該学校法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第八十八条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 3 役員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 補償契約に基づき第一号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。	務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするもの(以下この条において「賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 2 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。 3 民法第八十八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。 第三章第三節の次に次の三節を加える。 第四節 予算及び事業計画等 (会計年度) 第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 (予算及び事業計画) 第九十九条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。 (役員及び評議員に対する報酬等) 第一百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。)について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。
4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 1 第九十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項 2 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 3 第八十八条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する	2 学校法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる	4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項及び前条第一項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。 6 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。 (役員又は会計監査人のために締結される保険契約) 第九十七条 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人がその職	2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五節 会計並びに計算書類等及び財産
目録等

(会計の原則)

第百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

(会計帳簿)

第百二条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

第百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。))を作成しなければならない。

3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 学校法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この

の場合において、当該承認は、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。))の内容を踏まえて行うものとする。

(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)

第百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)

第百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつてるときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面

の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)

第百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に(学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録
二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
三 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

2 前項各号に掲げる書類(以下「財産目録等」という。))は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第二号に掲げる請求に応

ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつてるときは、この限りでない。

5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第一項第二号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項各号の閲覧をさせることができる。

第六節 寄附行為の変更

第百八条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。))は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 第二十四条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

5 学校法人は、第三項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。第三章に次の一節を加える。

第九節 訴訟等

第一款 学校法人の組織に関する訴え
(学校法人の組織に関する訴え)
第百三十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 学校法人の設立 学校法人の成立の日から二年以内
二 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六月以内
三 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
一 前項第一号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人
二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者(吸収合併について承認をしなかつたものに限る。)

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者(新設合併について承認をしなかつたものに限る。)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第百三十九条 一般社団・財団法人法第二百六十九条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十一条(第二項を除く。)、第二百七十二条から第二百七十五条まで及び第二百七十七条の規定は、前条第一項

各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。

第二款 責任追及の訴え
(責任追及の訴え)

第百四十条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を求めることができる。
2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事(理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事)は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。

3 前項に規定する場合において、第一項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。
(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第百四十一条 一般社団・財団法人法第二百七十九條、第二百八十条の二、第二百八十一条第四項及び第二百八十三条第一項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百八十条の二中「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」とあるのは「各監事」と、一般社団・財団法人法第二百八十一条第四項中「第二十五条、第百二十二条、第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。及び第百四十一条第五項(同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。)」とあるのは「私立学校法第九十一条」と、一般社団・財団法人法第二百八十三条第一項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

第三款 会計帳簿等の提出命令
第百四十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。
第三章の次に次の一章を加える。
第四章 大臣所轄学校法人等の特例
(大臣所轄学校法人等の定義)
第百四十三条 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。
(会計監査人の設置の特例)
第百四十四条 大臣所轄学校法人等は、第十八条第二項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。
2 前項の場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同項第十一号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「『会計監査人の』とする。」
3 大臣所轄学校法人等は、第六十八条及び第百四条から第百六条までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。
(常勤の監事の選定の特例)
第百四十五条 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。
2 前項の場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。

(理事の構成及び報告義務の特例)
第百四十六条 大臣所轄学校法人等については、第三十一条第四項第二号に掲げる者が理事に二人以上含まなければならない。
2 大臣所轄学校法人等についての第三十九条第一項及び第四十条第一項の規定の適用については、第三十九条第一項中「毎会計年度に四月を超える間隔で二回」とあるのは「三月に一回」と、第四十条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項 同法第百四十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。
(評議員会及び評議員の特例)
第百四十七条 大臣所轄学校法人等についての第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定の適用については、第七十一条並びに第七十五条第一項及び第二項中「三分の一」とあるのは「十分の一」と、第七十一条第二項、第七十二条第一項及び第七十五条第二項中「二十日」とあるのは「三十日」とする。
(体制の整備及び中期事業計画の作成等)
第百四十八条 大臣所轄学校法人等は、第三十六条第三項第五号に規定する体制を整備しなければならない。
2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画(第四項において「中期事業計画」という。)を作成しなければならない。
3 前項の場合における第三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第六号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第百四十八条第二項に規定する中期事業計画」とする。
4 大臣所轄学校法人等(文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。)は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たつては、学校教育法第百九条第二項 同法第百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まなければならない。

は「私立学校法第九十一条」と、一般社団・財団法人法第二百八十三条第一項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

は「私立学校法第九十一条」と、一般社団・財団法人法第二百八十三条第一項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

(理事の構成及び報告義務の特例)
第百四十六条 大臣所轄学校法人等については、第三十一条第四項第二号に掲げる者が理事に二人以上含まなければならない。
2 大臣所轄学校法人等についての第三十九条第一項及び第四十条第一項の規定の適用については、第三十九条第一項中「毎会計年度に四月を超える間隔で二回」とあるのは「三月に一回」と、第四十条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項 同法第百四十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。
(評議員会及び評議員の特例)
第百四十七条 大臣所轄学校法人等についての第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定の適用については、第七十一条並びに第七十五条第一項及び第二項中「三分の一」とあるのは「十分の一」と、第七十一条第二項、第七十二条第一項及び第七十五条第二項中「二十日」とあるのは「三十日」とする。
(体制の整備及び中期事業計画の作成等)
第百四十八条 大臣所轄学校法人等は、第三十六条第三項第五号に規定する体制を整備しなければならない。
2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画(第四項において「中期事業計画」という。)を作成しなければならない。
3 前項の場合における第三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第六号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第百四十八条第二項に規定する中期事業計画」とする。
4 大臣所轄学校法人等(文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。)は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たつては、学校教育法第百九条第二項 同法第百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まなければならない。

(計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例)

第四百四十九条 第四百四十四条第三項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

2 大臣所轄学校法人等についての第七十七条の規定の適用については、同条第五項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

(寄附行為の変更、解散及び合併の特例)

第五百十条 大臣所轄学校法人等においては、第六百八条第一項の規定による寄附行為の変更、軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。、第六百九条第一項(第一号に係る部分に限る。、)の規定による解散又は第六百二十六条第一項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第六百八条第二項、第六百九条第二項又は第六百二十六条第二項の規定は、適用しない。

(情報の公表の特例)

第五百一十一条 大臣所轄学校法人等は、第六百三十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第二十三条第一項若しくは第六百八条第三項の認可を受けた場合又は同条第五項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのものうち文部科学省令で定めるものの内容

附則第六項中「第六十四条第四項を」第六百五十二条第五項に改める。

附則第八項中「第九條第二項を」第八條第二項に改める。

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「第九條第二項を」第八條第二項に、「第五十九條を」第六百三十二條に改め、「学校をいう。以下この項及び」幼保連携型認定こども園をいう。以下この項の下に「及び次項」を加え、「第五條及び第八條第一項を」第七條第一項に改め、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(役員及び評議員の資格等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人(この法律による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。))第六百五十二条第五項の法人を含む。以下同じ。の役員(新私立学校法第二十三条第二項に規定する役員をいう。以下同じ。及び評議員については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第三十一条、第四十六条、第六十二条及び第六百四十六条第一項(これらの規定を新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員及び評議員についての施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和九年

四月一日(大臣所轄学校法人等(新私立学校法第六百四十三条(新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))に規定する大臣所轄学校法人等をいう。以下同じ。))にあつては、令和八年四月一日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における新私立学校法第三十一条第六項、第四十六條第三項並びに第六十二條第四項及び第五項(これらの規定を新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新私立学校法第三十一条第六項、第四十六條第三項及び第六十二條第四項中「二人以上の評議員」とあるのは「三人以上の評議員」と、同条第五項第三号中「六分の二」とあるのは「三分の一」とする。

第三条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第三十二条第一項、第四十七條第一項及び第六十三條第一項(これらの規定を新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年四月一日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

(役員及び評議員の任期に関する経過措置)

第四条 新私立学校法第六十八條(会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等(貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。、)第六十二条、第六百三十三條第一項を除く。、第六百四條から第六百六條まで、第六百三十七條(第二号中貸借対照表等に係る部分に限る。、)及び第六百五十一條(第二号中貸借対照表等に係る部分に限る。))これらの規定を新私立学校法第六百五

十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第六百一十一條(新私立学校法第六百五十二條第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計について適用する。

(評議員の損害賠償責任等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

(学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置)

第六条 新私立学校法第三十八條(新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))並びに第六百三十九條(新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百六十九條(第一号から第三号までに係る部分に限る。、)第二百七十条、第二百七十一条(第二項を除く。、)第二百七十二條から第二百七十五條まで及び第二百七十七條の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。

(役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置)

第七条 新私立学校法第四十一条(新私立学校法第六百五十二条第六項において準用する場合を含む。))において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十九條、第二百

令和五年四月二十六日 参議院會議録第十八号

私立学校法の一部を改正する法律案

八十条の二、第二百八十一条第四項及び第二百八十三条第一項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。

(会計帳簿等の提出命令に関する経過措置)

第八条 新私立学校法第四十二条(新私立学校法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。

(大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの(次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。)については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第四十五条(新私立学校法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第四十五条(新私立学校法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条並びに第六十二条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項の下欄を次のように改める。

第十九条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十四条第二項、第五十条第二項、第五十六条第二項、第六十五条第二項、第七十二条第一項、第八十八条第三項及び第五項、第九十条第三項から第五項まで、第一百二十二条第二項、第一百二十五条、第二百一十一条第五項及び第六項、第二百二十二条、第二百二十六条第三項、第二百三十三条第一項及び第二項、同条第三項(同条第十二項及び第三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第二百三十三条第十項及び第三十六條第一項の規定(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第二百三十四条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項から第三項まで並びに第三百三十六條第一項の規定(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第二百三十四条第二項(第五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。))並びに第二百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の項中「第三項」を「第四項に、及び第二項」を、「同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十四条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十九条」を「第三十二条」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十五条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第十四条第一項中「第六十四條第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

附則第三十項を削る。

(租税特別措置法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第六十四條第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の三第一項第一号口二 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百三十三号)第四十九条第一項第七号口

三 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二条第三号

四 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二条の三第一項

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号口中「第六十四條第四項(私立専修学校及び私立各種学校を「第五十二条第五項(私立専修学校等)」に改める。別表第一学校法人(私立学校法第六十四条第

四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。の項中「第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)を「第五十二条第五項(私立専修学校等)」に改める。

(法人税法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)を「第五十二条第五項(私立専修学校等)」に改める。

一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項

二 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の一の二の項の第一欄及び同表の二十一の項の第三欄の第二号

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項

(私立学校振興助成法の一部改正)

第十九条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「役員」の下に「又は評議員」を加える。

第十二条の二第一項中「場合には、あらかじめ」ときは「に改め、同条第二項中「場合には」ときは「に改める。

第十三条第一項中「場合においては、あらかじめ」ときは「に改め、」の理事を削り、「役員」の下に若しくは評議員を加える。

第十四条の見出しを「所轄庁への書類の提出等」に改め、同条第一項中「は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書

類)を「(以下この条において「助成対象学校法人」という。)は、収支予算書に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 助成対象学校法人(会計監査人設置学校法人等)(私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第四百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。)を除く。は、計算書類(同法第三百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定め

るところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

第十六条中「第六十四条第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

第十七条中「第十六条」を「前三項」を「第四項」に改める。

附則第二条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項中「の理事を削り、役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

附則第二条の二第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項の中欄中「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

第十四条第二項	
計算書類(同法第三百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第二項の表に次のように加える。

第十四条第四項	
計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)」に、「第三項」を「第四項」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第十四条(同法附則第二条第二項及び第二條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人(同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第二項の社会福祉法人を含む。)について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人(同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第二項の社会福祉法人を含む。)に改め、同条第二項中「私立学校法第五十条第二

則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。)の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

(放送大学学園法の一部改正)

第二十一条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(主務大臣への書類の提出)

第十条 放送大学学園は、主務省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

第十三条第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第九十九条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「私立学校法第五十条第二

第十四条第二項	
計算書類(同法第三百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
所轄庁	都道府県知事

附則第二条第二項の表に次のように加える。

第十四条第四項	
計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
所轄庁	都道府県知事

附則第二条第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)」に、「第三項」を「第四項」に改める。

令和五年四月二十六日 参議院會議録第十八号

私立学校法の一部を改正する法律案 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

四二

項の認可若しくは認定を「前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第九十九条第三項」に、「第五十二条第二項」を「第二百二十六条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第二百三十五条第三項」に改め、「あらかじめ」を削る。

第十四条中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第二百二十五条」に改める。

第十六条中「あらかじめ」を削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(放送大学学園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の放送大学学園法第十条の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「第三十条第一項」を「第二十三條第一項」に、「第三十一条第一項」を「第二十四條第一項」に、「第二十五条第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項各号」を「第二十三條第一項各号」に改め、同条第三項第一号中「第三十条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条第一項」又は第二項を「第八八條第三項又は第五項」に改め、同項第三号中「第五十条第二項」を「第九九條第三項」に改め、「又は認定」を削り、同条第十三項中「第十四條第一項」を「第十四條第四項本文」に、「第四條第一項又は第九條に規定する補助金の交付を受ける学校法人」を「助成対象学校法人」に、「作成しなければならぬ」を「並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」を「を協力地方公共団体の長に改める」。

私立学校法の一部を改正する法律案

支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」を「を協力地方公共団体の長に改める」。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第二十四條 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條 削除

(監事の報告の特例)

第六條 学園の監事に関する私立学校法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「所轄庁」とあるのは、「文部科学大臣及び内閣総理大臣」とする。

第七條第一項中「理事は、」を「理事に関する私立学校法第三十条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望」とあるのは、「二に、」を有する者でなければならない」を「とする」に改め、同条第二項中「には」の下に、「私立学校法第三十一条第四項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければならない」を「含まなければならない」に改め、同条第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 学園の理事に関する私立学校法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「に二人以上含まなければならない」とあるのは、「の過半数を占めなければならない」とする。

第七條第五項中「には」の下に、「私立学校法第六十二条第三項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければならない」を「含まなければならない」に改める。

第十二條の見出しを「内閣総理大臣への書類の提出等」に改め、同条第一項を次のように改める。

学園に関する私立学校法第八十六条第一項及び第二項、第一百一条、第二百一条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四條第一項及び第二項並びに第七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十二條第二項中「学園は」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加え、「前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書」を「その終了した会計年度に係る前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第二百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に前項の規定により読み替えて適用する同法第八十六条第二項の会計監査報告」に改め、「これを」を削る。

第十五條第一項中「役員」の下に、「評議員」を加える。

第十六條第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第九九條第三項及び第五項」に、「同条第二項」を同条第三項に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第五十条第二項の認可若しくは認定を」第九九條第三項に、「第五十二条第二項」を「第二百二十六條第三項」に、「第六十二条第一項」を「第二百三十五条第一項」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第三項中「第五十条第四項」を「第九九條第五項」に改める。

第十七條中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第二百二十五条」に改める。

第十八條中「あらかじめ」を削る。

第十九條第二項第三号中「第四十五条第一項」を「第九九條第三項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「第六十条第一項

又は第六十一条第一項を「第二百三十三条第一項又は第二百三十四条第一項」に改め、同項第五号中「第六十条第九項」を「第二百三十三条第十項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による改正後の沖縄科学技術大学院大学学園法第十二條第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

審査報告書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年四月二十五日

農林水産委員長 山下 雄平

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の原材料となる樹木が法令に違反して伐採されていないかについて確認をすることを義務付けるとともに、当該木材等の譲渡をする際に、当該確認のために用いた情報を相手方へ伝達することを義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。

二 新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。

三 無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。

四 木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク

情報、合法性の確認の方法に関するフローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。

五 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成を一層促すための措置を講ずること。

六 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。

七 違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。

八 木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

九 森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようになるため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。

十 木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
右決議する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年四月十三日

衆議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議長 細田 博之

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等(第六条・第七条)」を「第三章 木材関連事業者による合法性の確認等の実施等(第六条・第十二条)」に、「第四章」を「第五章」に、「第八条」第十五条を「第十五条」第二十条に、「第五章」を「第六章」に、「第十六条」第三十条を「第二十三条」第三十七条に、「第六章」を「第七章」に、「第三十一条」第三十五条を「第三十八条」第四十三条に、「第七章」を「第八章」に、「第三十六条」第四十条を「第四十四条」第四十九条に改める。

第二章第一項中「木材(の下に「素材を含み」)を加え、同条第二項中「。第六条第一項第一号において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

一 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く)をする事業

二 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業

三 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

四 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

第三条第一項中「第六条第二項を「第十三条第二項」に改め、同条第二項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「合法伐採木材等」を「前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第二項に規定する合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

第四条第二項中「提供」の下に「、木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を加え、「第八条」を「第十五条」に改め、「第十三条第一項に規定する登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を削る。

第四十条中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十九条中「前三条」を「第四十四条から前条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十三条第

第二号又は第四号に
四 木材等の譲受けをする場合において当該譲

受けの相手方から伝達された第八条に規定する情報の保存に関する事項

五 木材等の譲渡しをする場合(第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。)における当該譲渡しの相手方への当該情報の伝達に関する事項

六 その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項として主務省令で定める事項(第六条を第十三条とする。)

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 木材関連事業者による合法性の確認等の実施等

(木材関連事業者による合法性の確認等)

第六条 木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認(以下「合法性の確認」という。)をしなければならない。

一 素材生産販売事業者からの素材(既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。)の譲受け又は譲渡しの受託

二 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託

三 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

2 前項の「原材料情報」とは、同項各号に規定する木材等の原材料である樹木についての次に掲げる情報をいう。

一 当該樹木の樹種及び当該樹木が伐採された

地域

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第十条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報(書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条において同じ。))によつて作成されたものに限る。)

(木材関連事業者による記録の作成及び保存)

第七条 前条第一項の規定により原材料情報(同条第二項に規定する原材料情報をいう。以下同じ。)の収集又は整理をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前条第一項の規定により合法性の確認をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等(以下「合法性確認木材等」という。)であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第八条 第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定

める情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならない。

(素材生産販売事業者による情報の提供)

第九条 素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならない。

(指導及び助言)

第十条 主務大臣は、木材関連事業者に対し、第六条第一項の規定による原材料情報の収集若しくは整理、第七条第一項の規定による記録の作成及び保存又は第八条の規定による情報の伝達(第十三条第一項において「原材料情報の収集等」という。)の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができ

2 主務大臣は、素材生産販売事業者に対し、前条の規定による情報の提供の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができ

(勧告及び命令)

第十一条 主務大臣は、第六条第一項(原材料情報の収集又は整理に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第七条第一項又は第八条の規定に違反している木材関連事業者に対し、前条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第六条第一項、第七条第一項又は第八条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該木材関連事業者に対し、これらの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、第九条の規定に違反している素材生産販売事業者に対し、前条第二項の規定による指導又は助言をした場合において、その者

がなお第九条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該素材生産販売事業者に対し、同条の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該木材関連事業者又は素材生産販売事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(合法性確認木材等の量の報告)

第十二条 木材関連事業者(その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。)は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第八条の規定によりされている登録についてのこの法律による改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以

下「新法」という。第二十一条第一項の規定の適用については、この法律の施行の日からその登録が新法第十九条第一項の更新を受けるまでの間は、新法第二十一条第一項第一号中「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは、「第十八条第一項第二号若しくは第四号又は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）による改正前の第十一号第一項第一号」とする。

（調整規定）

第三条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同法第二百七十五条第三十四号中「第三十六条」とあるのは、「第四十四条」とする。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十一号の二中「第八条」を「第十五条」に改める。

ミャンマーのイエタグン・ガス田開発に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年四月十一日

石橋 通宏

参議院議長 尾辻 秀久殿

ミャンマーのイエタグン・ガス田開発に関する質問主意書

JXミャンマー石油開発株式会社（以下「JXミャンマー石油」という。）は、経済産業大臣五十パーセント、JX石油開発四十パーセント、三菱商事十パーセントの共同出資会社で、ミャンマー南部沖のイエタグン・ガス田の三鉱区において一部権益を有している。また、JXミャンマー石油は、同ガス田で生産された天然ガスを隣国タイに輸出するパイプラインを所有・運営している企業に出資を行っていることから、日本政府は間接的ではあるが、同ガス田の業務全般に対する関与を行っていることとなる。

同ガス田での生産においては、生産分与契約（PSC）に基づき、ミャンマー石油ガス公社（以下「MOGE」という。）あるいはミャンマー政府に対して、多額の金銭の支払義務が生じているが、二〇二一年のミャンマー国軍によるクーデター以降、MOGEはミャンマー国軍の支配下にあることから、JXミャンマー石油から支払われた資金は、実質的に同国軍の監督下に入り、市民への暴力に使用されているのではないかと、強く懸念するものである。

このような懸念に基づき、JXミャンマー石油によるMOGEないしミャンマー政府に対する支払義務や、二〇二一年以降の支払状況等について、経済産業省に説明を求めたところであるが、個社の活動であることや、契約上の守秘義務条項に該当することなどを理由として、明確な回答は行われず、公金を投じた事業であるにもかかわらず、日本国民に対する説明責任が一切果たされていない。

JXミャンマー石油を通じたイエタグン・ガス田への日本政府の関与は、令和四年五月二日までMOGEを除く全ての企業が事業からの撤退の意向を公表したことで終了に向かっていると理解している。しかし、同ガス田は、ガスの枯渇が間近と予想されており、廃坑の場合は巨額の費用が

必要となることから、その負担についても、我が国の公金が支出されるのではないかと懸念するものである。

前記の背景及び問題意識を踏まえ、以下質問する。

一 令和三年の第二百四回国会参議院本会議において「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」が全会一致で可決されたように、ミャンマーには現在、正当性のある政府が存在していないことから、民主化プロセスへの復帰まで同ガス田に関するあらゆる支払を止める、あるいは、海外の安全な口座に保管するべきであると考えているが、支払に関し、政府としてどのような対応を行っているか。

二 令和三年二月一日のクーデター以降から現在まで、本事業でミャンマー側に支払った金額、また、今後の支払予定額を、その詳細とともに明らかにされたい。

三 JXミャンマー石油のイエタグン・ガス田からの撤退に際し、JXミャンマー石油はどのような手続を経て権益を完全に手放すのか。ミャンマー側の承認機関はどこか。手続は完了したのか。また、まだ権益を完全に手放していない場合、それがいつになるか明らかにされたい。

四 枯渇間近とみられる同ガス田の廃坑に関して、日本政府は応分の費用の負担等を行う予定か。負担をする場合、その負担額を明らかにされたい。

右質問する。

令和五年四月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマーのイエタグン・ガス田開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマーのイエタグン・ガス田開発に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「支払」については、JXミャンマー石油開発株式会社（以下「会社」という。）が実施するものであり、民間企業の経営に関する事項であるため、会社の自主性を尊重する観点から、政府として見解を述べることは差し控えたが、その上で、御指摘の「ミャンマー南部沖のイエタグン・ガス田」における資源開発事業（以下「事業」という。）については、同国の政治情勢を踏まえ、会社の株主として可能な範囲で適切に対応してまいりたいと考えている。

なお、政府としては、会社に対してはもとより、会社を通じて、事業に参加する事業者（以下「事業者」という。）に対して、御指摘のように会社から支払われた資金等がミャンマー国軍の「監督下に入る」こと等を懸念していることを伝えるとともに、関連する情報の収集等を行うよう依頼している。

二 について

お尋ねの「支払った金額」及び「支払予定額」に関する情報については、旧石油公団が会社の前身である旧日石ミャンマー石油開発株式会社と締結した契約によって同公団に課された守秘義務であつて、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項及び石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第七十二号）第十条第一項の規定により国が承継したものの対象であるため、お答えすることは差し控えたい。

三 について

お尋ねの「権益を完全に手放す」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「撤退に際し」の「手続」については、令和四年

五月二日のJX石油開発株式会社のプレスリリース「ミャンマー連邦共和国 M十二／十三ノ十四鉱区からの事業撤退について」によると、「本撤退は同国政府による承認などを取得後、有効となるものであるとされており、令和五年四月十三日に、会社が事業からの撤退に係る承認手続を完了したことが公表されたと承知している。

お尋ねの「ミャンマー側の承認機関」に関する情報については、二について述べた守秘義務の対象であるため、お答えすることは差し控えたい。

四について
お尋ねの「応分」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、現時点において、お尋ねの「同ガス田の廃坑に関する費用の負担」を行うことは想定していない。なお、事業からの撤退に際して会社が支払うことが必要となる、事業者間の契約で規定されている費用については、会社において確保されているものと会社から聞いている。

戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年四月十四日

参議院議長 尾辻 秀久殿
神谷 宗幣

戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問主意書

令和五年三月十五日提出「戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する再質問主意書」(第二百一十一回国会質問第三九号)(以下「本件再質問主意書」という。)に対して、令和五年三月二十八日付答弁書(内閣参質二二一第三九号)(以下「本件

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

質問主意書及び答弁書

答弁書」という。)が送付された。

韓国の財団が被告の日本企業に代わって賠償金を支払うとの韓国政府発表(以下「韓国の今次発表」という。)により、旧朝鮮半島出身の労働者(以下「応募工」という。)をめぐる韓国側の一方的な行為による不適切な状況が正常化に向かったことは評価に値する。

現在の国際情勢、とりわけ、我が国周辺の安全保障環境は一層厳しさを増している。かかる緊迫した国際情勢にあつて、我が国と隣国である韓国との連携はますます重要となっている。さらに、両国の枠を越えて、安全保障分野における日米韓の連携強化がますます重要になっている。

その一方で、我が国に対する他国による理不尽な行為に対しては、我が国は一步も引かない姿勢が肝要である。韓国との関係では、韓国の今次発表により、先の韓国大法院の判決に由来する本件応募工をめぐる状況に進展が見られたが、依然として日韓両国間には懸念と課題が残っている。

両国間の懸念と課題のほんの一部を例示すれば、竹島の不法占拠、応募工に関わる求償権の取扱い、韓国海軍駆逐艦による海上自衛隊哨戒機へのレーダー照射事件、旭日旗(自衛隊旗)に対する非礼などが挙げられる。これらは、いずれも韓国側の一方的な行為から発生しているものである。

これらの懸念や課題に関して、我が国としては、ただすべきはただす姿勢が重要である。逆に、両国関係の進展のためとして、日本側が「譲歩」と見られかねない態度を取ることは、長い目で見て日韓関係の発展のためにはならない。ここでいう「譲歩」とは、例えば、韓国側の理不尽な行為をただすことなく放置すること、あるいは、韓国側が不適切な状況をとだすに際して我が国が他の分野で「見返り」的な措置をとること等である。

我が国が「譲歩」することは、かえって韓国側が繰り返し根拠のない要求を繰り返す、または、理不尽な行為を行う要因となる。

これまで、韓国国内の情勢の変化により、特に

韓国政権の支持率が低下した際に、当該政権が反日傾向を強める事例を経験してきた。また、韓国政権の交代により、前政府の方針が転換される事例もあった。ちなみに、韓国の今次発表の後、日韓で政権支持率の変動に差があった。日本では政権支持率が上昇したが、韓国では同支持率が下落したと承知している。

以上を踏まえれば、日韓両国間の連携を強化・強化すると同時に、韓国側の理不尽な行為には一寸の譲歩なく筋を通すのが最良の策である。連携と諸課題(特に歴史をめぐる案件)は別次元として扱うべきである。この観点からは、本件答弁書のとおり、韓国向けの安全保障に係る輸出管理の運用見直しと旧朝鮮半島出身労働者問題は別の議論であるとの考えと方針を評価したい。

なお、日韓の対立を殊更に煽る向きもあり、両国間の諸懸案が両国の分断のために利用されるとの分析も耳にする。この観点からは、いたずらに両国の対立を煽る態度や印象を強めることは得策ではない。韓国内も一枚岩でなく、事実を直視して我が国と建設的な関係強化を志向する組織や個人がいる一方、事実の誤認や時には歪曲もあり反日的な姿勢をとる組織や個人がいると理解する。我が国としては、前者とは一層連携を強め、後者には筋の通った対応をとるべきである。

したがって、我が国の対応として、(一)安全保障分野での両国の連携など積極面を重点的に推進しつつ、右連携に関する情報発信を行う、(二)歴史認識を含む諸懸案については筋を通しつつ、真実と日本の主張を韓国及び国際社会に対して発信する、といった積極的な広報政策も重要である。以上の視点を踏まえて質問する。

一 安全保障分野の連携

1 政府は、現下の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に鑑み、特に、中国、北朝鮮、ロシアへの対応に当たり、安全保障分野で韓国といかに連携する方針か。

2 前記1と同様の観点から、日米韓の連携に

つき政府の方針を示されたい。

二 韓国側の一方的行為への対応

1 応募工をめぐる「求償権」に関して韓国の国内法の事項として放置するのは、前記のとおり韓国側の方針が覆された過去の例に鑑みて、我が国の対応として不足ではないか。求償権が行使されないこと、すなわち、本件が蒸し返されないことをいかに担保するか、政府の方針を示されたい。

なお、本件答弁書の「二について」において、本件再質問主意書のいう「求償権」に係る記述の意味するところが必ずしも明らかではないとの答弁であったが、その意味するところは、韓国企業が日本企業に「代わって」支払うということであれば、韓国企業から本来支払う者として日本企業に当該支払い分の求償権を行使するとの趣旨であり、これを踏まえ、政府の方針を明確に示されたい。

2 本件答弁書の「三の二について」において、本件再質問主意書にある「この時期に殊更表明した」との意味するところが必ずしも明らかではないとの答弁であったが、その意味するところは、韓国の今次発表の時期に合わせ、日本政府が過去の方針(我が国の反省や謝罪を含む)を明示的に確認するのは、旧朝鮮半島出身の労働者が強制労働であったので日本政府が改めて謝罪を確認したという間違ったイメージを惹起するのではないかととの趣旨であり、これを踏まえ、本件再質問主意書三の二につき改めて答弁されたい。その際、本件答弁書のいう「これまでも述べてきているとおり」の政府の立場の内容を具体的に記述されたい。

3 前記に挙げた韓国側の一方的行為により生じている各懸案と課題(竹島の不法占拠、韓国海軍駆逐艦による海上自衛隊哨戒機へのレーダー照射事件、旭日旗(自衛隊旗)に対する非礼など)に関して、ただすべきはただす

令和五年四月二十六日 参議院会議録第十八号

質問主意書及び答弁書

観点から、今後政府はいかなる対応を行うかにつき見通しと方針を示されたい。

三 積極的な広報政策

1 「徴用工」の用語拡散への対応

本件答弁書の「2の2について」において、「間違ったイメージ」の具体的に意味するところが明らかではないとの答弁であったが、その意味するところは、旧朝鮮半島出身労働者には徴用、募集によるものが含まれ（本件答弁書）、先の韓国大法院の裁判は、そのうち応募工に関する判決であったと理解しており、報道等において、専ら徴用工の用語を用いるのは事実関係を正確に反映しておらず、あたかも日本政府が朝鮮半島労働者を徴用して強制労働を強いたかのような間違ったイメージを惹起するのではないかと趣旨であり、これを踏まえ、本件再質問主意書一の2に関して改めて答弁されたい。

2 日韓の建設的な連携関係を強化するためにも、両国間の課題や懸案に係る発信のみならず、両国の前向きな関係の進展についても今以上に積極的に広報すべきとの意見に関し、政府の見解と方針を示されたい。

右質問する。

令和五年四月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問に対する答弁書

一について

北朝鮮への対応等を念頭に、安全保障面を含め、日韓及び日米韓の戦略的連携を強化してい

く。

二の1について

お尋ねについては、韓国の国内法上の位置付けに関する事項であり、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、御指摘の韓国大法院判決についての政府の立場は、これまでも述べてきているとおりである。

二の2について

御指摘の「過去の方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「政府の立場」は、本年三月六日の林外務大臣の記者会見の機会を含め、これまでも述べてきていることから、「この時期に殊更表明した」との御指摘は当たらないと考えている。

二の3について

日韓間の諸課題については、その見通しについて予断することは差し控えたいが、我が国の立場に基づき適切に対応していく。

三の1について

韓国大法院における御指摘の裁判の原告が朝鮮半島から内地に移入した経緯について政府として述べる立場になく、それを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三の2について

御指摘の「両国の前向きな関係の進展」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日韓両政府は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治、経済、文化等多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化させていくこととしており、このことは外務省ウェブサイトにも記載している。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五―八四四五目
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 二二〇〇円
(配 送 料 別)